

平成18年度 政策アセスメント結果（評価書）

平成19年8月10日 省議決定

国土交通省政策評価基本計画（平成19年3月30日改正）に基づき、政策アセスメント（事前評価）を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行い、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。新規施策の企画立案にあたり、目標に照らした事前評価を行うことにより、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図るものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策（予算、規制、税制、財政投融资、法令等）や、既存の施策のうちその改廃等を図ろうとするものを対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。「ロジカル・フレームワーク」とは、具体的には以下の から のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

目標と現状のギャップ分析

現状が目標を達成していないことの原因分析

目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す

当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する社会的費用と効果について説明し、有効性については、目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを説明する。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会（座長：金本良嗣東京大学教授）を必要に応じて開催することとしている。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2．今回の評価結果について

今回は、平成18年8月に作成した評価書に必要な修正を加えたほか、法律改正等に関連するものを追加し、11の新規施策についての政策アセスメント結果をとりまとめた。施策の一覧は別添1、評価書の様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、平成16年度より各府省においてRIAを試行的に実施することとされたことを受けて、国土交通省の政策評価においても、平成16年度の政策アセスメント(新規施策の事前評価)から、規制の新設、改変(緩和を含む)を伴うものについては、規制の内容、規制の費用分析、規制の便益分析、想定できる代替手段との比較考量、規制を見直す条件、レビューを行う時期等の各項目について試行的に分析を行っている。

なお、平成18年度の政策アセスメントの実施にあたっては、平成18年10月18日に国土交通省政策評価会を開催し、委員から意見を聴取した(議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載 URL:http://www.mlit.go.jp/hyouka/01_hyoukakai.html)。また、個々の施策の検討にあたって学識経験者等の意見を参考にした場合には、それぞれ個票の「その他特記すべき事項」の欄に記載した。

政策アセスメント 施策一覧

No	施策等名	ページ
政策目標 2 . バリアフリー社会の実現		
1	住宅のバリアフリー改修促進税制	1
政策目標 4 . 住環境、都市生活の質の向上		
2	住民参加型まちづくりファンド支援業務の拡充	3
政策目標 5 . アメニティ豊かな生活環境の形成		
3	緑地環境整備総合支援事業の拡充	5
政策目標 7 . 水害等による被害の軽減		
4	洪水氾濫域減災対策事業の創設	7
政策目標 8 . 地震・火災による被害の軽減		
5	密集市街地の緊急整備	9
6	帰宅困難者対策のための防災公園事業の拡充	12
7	海岸耐震対策緊急事業の創設	14
政策目標 9 . 交通安全の確保		
8	自動車検査独立行政法人及び道路運送車両法の一部を改正する法律案	16
政策目標16 . 循環型社会の形成		
9	海面処分場の計画的な確保のための支援の拡充	18
政策目標18 . 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化		
10	スーパー中核港湾プロジェクトの推進	20
政策目標24 . 公正で競争的な市場環境の整備		
11	都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）	22

RIA(規制影響分析)一覧

No	施策等名	ページ
政策目標 4 . 住環境、都市生活の質の向上		
1	都市再生特別措置法の一部改正	24
政策目標 8 . 地震・火災による被害の軽減		
2	建築士法等の一部を改正する法律案	26
3	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	33
4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正	39
政策目標 9 . 交通安全の確保		
5	タクシー業務適正化特別措置法の一部改正	41
政策目標20 . 都市交通の快適性・利便性の向上		
6	道路法の一部改正	44
政策目標21 . 地域交通確保		
7	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案	45
政策目標22 . 地域間交流、観光交流等内外交流の推進		
8	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案	49
政策目標25 . 産業の生産性向上		
9	モーターボート競走法の一部を改正する法律案	51
政策目標26 . 消費者利益の保護		
10	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	53
政策目標27 . IT革命の推進		
11	測量法の一部を改正する法律案	55

事前評価票

施策等名		担当課 (担当課長 名)	・・・局・・・課 (課長　・・・・)
施策等の概要	導入しようとする施策等の内容を簡潔、明確に記述する。 予算要求の場合は要求額、税制改正要望の場合は減収見込額を明記。		
施策等の目的	導入しようとする施策等の目的を簡潔、明確に記述する。		
政策目標	どの政策目標（アウトカム目標）に関連するか		
業績指標	どの業績指標に関連するか		
業績指標の 目標値（目 標年次）	上記指標に係る目標値		
施策等の必要 性	基本の方針等に照らして、導入しようとする施策等が必要であることを説明する。その際、下記の項目についてもそれぞれ説明する。		
社会的ニ ーズ	導入しようとする施策等が社会・国民のニーズに適っていることを説明		
行政の関与	行政の関与の必要性、官民の役割分担		
国の関与	国の関与の必要性、国と地方の役割分担		
施策等の効率 性	施策等の実施のために要する費用や社会的費用と効果について説明する。可能なものについては、他の選択肢を考慮し、当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。		
施策等の有効 性	目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを説明する。目標達成にどのように貢献するかを可能な限り明らかにする。（可能なものについては、関連する業績指標の目標値をどの程度向上させるかの予測も明らかにするよう努める。）		
その他特記す べき事項	審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの　等		

事前評価票【No.1】

施策等名	住宅のバリアフリー改修促進税制	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅総合整備課 (住宅総合整備課長合田純一)
施策等の概要	住宅のバリアフリー改修促進税制の創設 所得税：一定の者が自己の居住の用に供する家屋についてバリアフリー改修工事を含む増改築等工事を行った場合、その住宅ローン残高(上限1,000万円)の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除(現行の増改築等に係る住宅ローン減税との選択制) 固定資産税：1年間1/3減額		
施策等の目的	住生活基本法の基本理念を踏まえ、高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図る。		
政策目標	2) バリアフリー社会の実現 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
業績指標	2) 1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 (順に、旅客施設の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、道路、建築物、住宅) <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
業績指標の目標値(目標年次)	2) 住宅のバリアフリー化 約1割(平成19年) <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
施策等の必要性	<p>我が国では、65歳以上の高齢者のいる世帯の割合が2000年の約24%から2025年には約37%へと増加することが見込まれているなど、高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備が喫緊の課題となっている中、平成27年度において全住宅ストックのバリアフリー化の目標値は、2割とされているのに対して、平成15年における実績値は5.4%となっている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>バリアフリー改修費に対する支援制度としては、介護保険制度に基づく助成措置(上限20万円)があるが、本制度の適用は要介護認定後に限られることから、全ての高齢者等が制度を活用してバリアフリー改修を行うことはできない状況にある。</p> <p>また、自治体の厳しい財政事情等から、新たな公的賃貸住宅の整備によって課題の解決を図ることには一定の限界がある。(=原因分析)</p> <p>そのため、要介護認定前も含めて、高齢者等の住宅のバリアフリー改修に対して、効果的な支援を図る必要がある。今後の更なる高齢化の進展を踏まえ、全国において住宅のバリアフリー化を促進することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>このため、以下の制度の創設を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅に対するバリアフリー改修工事に要した費用の10%相当額(上限20万円)を当該年度の所得税額から控除する(=施策の具体的内容) 		
社会的ニーズ	今後高齢化が進展していく中、高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図ることが必要である。		
行政の関与	バリアフリー化されることにより、生活の利便性の向上につながるが、現在バリアフリー化が5.4%にとどまっていること及び今後の高齢化の進展を踏まえると、より一層のバリアフリー化を進めるためには国民の自発的な取り組みだけにゆだねるのみならず、政策的な誘導が必要である。		

<p>国の関与</p>	<p>全住宅ストックのうち、バリアフリー化された住宅ストックの割合は6.7%であることや、今後の高齢化の進展を考慮すると、バリアフリー改修の必要なストック数は膨大であり、それらのバリアフリー化の促進のためには国の関与が必要である。 バリアフリー改修に係る税制、補助制度等を連携させつつ、膨大なバリアフリー改修の必要性に鑑み、国による支援を強化する必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>税制上のインセンティブを付与することにより、住宅所有者の主体的な取り組みを促し、効率的にバリアフリー改修を促進することが可能となる。 要介護認定を受ける前に住宅のバリアフリー改修を行うことで、介護費用等の公的負担の増大及び社会的損失の発生を抑制できるため、行政の関与により、事前に住宅のバリアフリー化を進めることが効果的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>税制上のインセンティブを付与することにより、自発的にバリアフリー改修を行わない者のバリアフリー改修を促進することが可能となる。 要介護認定前にバリアフリー改修を促進することで、高齢者等の居住の安定を図るとともに、介護費用等の公的負担の増大及び社会的損失の発生を抑制することが可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成18年秋頃閣議決定予定の住生活基本計画(案)(本年7月にパブリックコメントを実施した案)における目標の一つに、「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」が設定された。 指標として、以下のように定められている。 [高齢者等への配慮] ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率注1 一定のバリアフリー化(注1) 【29%(平15) 75%(平27)】 うち、高度のバリアフリー化(注2) 【6.7%(平15) 25%(平27)】 (注1)一定のバリアフリー化:2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当 (注2)高度のバリアフリー化:2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当 目標達成に際して影響を与える外部要因 ・新規住宅着工数、リフォーム件数等 平成19年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>

事前評価票【No.2】

施策等名	住民参加型まちづくりファンド支援業務の拡充	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局 まちづくり推進課 (まちづくり推進課長 菱田 一)
施策等の概要	<p>・住民参加型まちづくりファンド支援業務について、支援対象として都市再生整備推進法人等を追加する。 都市再生整備推進法人：市町村長が指定する NPO 等の非営利法人 【予算要求額：国費 15 億円】</p> <p>・都市再生特別措置法の改正</p>		
施策等の目的	住民等による景観形成・観光振興等のまちづくり活動・コミュニティビジネスに対する支援を行うことにより、個性と創造に満ちたまちづくりを推進することを目的とする。		
政策目標	4) 住環境、都市生活の質の向上		
業績指標	-		
業績指標の 目標値(目標 年次)	-		
施策等の必要性	<p>平成 17 年度から住民等による地域の特色あるまちづくり活動を支援するため、(財)民間都市開発推進機構を通じ、住民等が行う活動への資金助成を行う公益法人、公益信託に着目し支援を行ってきている。最近は、そのような活動に対し、公益法人や公益信託に加え、中間支援組織による支援等も活発化してきており、その役割への期待も大きい。他方、これ以上の事業展開が困難であることが指摘されている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>原因は、いわゆる中間支援組織(NPO等)の多くは、資金余力がないことにより、ノウハウのアドバイスや調査などのソフト事業支援に留まっているケースが多く、建築物等の増改築といったハード事業を伴う場合には十分な支援ができていないことがあげられる。(=原因分析)</p> <p>このため、中間支援組織である NPO 等の法人にも法的位置付けを与え、あわせて支援措置を講ずることで、その積極的な活用を図っていくことが求められる。(=課題の特定)</p> <p>以上の課題に対応するため、都市再生特別措置法の改正により、都市再生整備推進法人を創設し、その対象に NPO 等の法人を位置付けるとともに、住民参加型まちづくりファンド支援業務の支援対象として、公益法人・公益信託に加え、都市再生整備推進法人等を追加する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	地方都市で経済の停滞等が見られる中で、住民等によるまちづくり活動は、各地域の様々な課題を解決し、地域を再生させるために重要になってきている。		
行政の関与	住民等による景観形成・観光振興等のまちづくり活動が活発化しているのに対し、資金的な不足が活動のネックとなっており、民間だけでは十分な展開が困難である。		
国の関与	良好な都市空間の創造等を通じて、「活力の源泉」である都市の競争力や成長力を一層高めることが、地域の活性化に資する重要課題であるとされている。 (「経済成長戦略大綱」(平成 18 年 7 月 6 日決定))		
施策等の効率性	地域の個性と創造に満ちたまちづくりには中間支援組織の積極的な活用が必要であり、資金不足がネックとなっている住民等による主体的な活動に対して支援を行う中間支援組織に対して助成を行うとともに、その中間支援組織への助成の条件に住民や地元地方公共団体の出捐を必須としていることから、地域の資金の誘導・循環を促すこともでき、より効率的にまちづくりの推進が図られる。		

施策等の有効性	地方都市で経済の停滞等が見られる中で、地域のまちづくり活動に対して支援等を行う中間支援組織への助成を行うことにより、新たな公的支援のルートができ、資金不足がネックとなっている住民等による主体的なまちづくりの一層の推進が図られ、地域の個性と創造に満ちたまちづくりが推進される。
その他特記すべき事項	

事前評価票【No.3】

施策等名	緑地環境整備総合支援事業の拡充	担当課 (担当課名)	都市・地域整備局公園緑地課 (課長 小林昭)
施策等の概要	平成 16 年の都市緑地法改正で導入された緑化地域の指定等を促進し、緑地の確保が特に重要な地域において、効率的な民有緑地の確保及び民間等が主体となった緑化の推進を図るため、緑地環境整備総合支援事業について、採択要件を拡充するとともに、民間事業者等による緑化施設整備を促進するための支援措置を追加する。 【予算要求額：国費 3 5 億円】		
施策等の目的	緑豊かで安心して子育てができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴う緑地整備だけでなく、民間事業者等による緑地・公園の保全・創出を行うなど、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。		
政策目標	5) アメニティ豊かな生活環境の形成 <社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり>		
業績指標	17) 都市域における水と緑の公的空間確保量 <社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり>		
業績指標の目標値(目標年次)	17) 約 1 割増(平成 19 年度) <社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり>		
施策等の必要性	<p>水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、現在、都市域における水と緑の公的空間確保量(都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成 19 年度の目標値の約 1 割増=約 1.3 ㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には 2.0 ㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)</p> <p>効率的・効果的な緑とオープンスペースを確保のためには、用地取得を伴わない民有緑地の保全・創出も重要であり、民間の活力を引き出すことの出来る官民連携施策が必要である。(=課題の特定)</p> <p>これらの課題に対して、導入する施策の具体的な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地等整備事業、借地公園整備に対する要件の拡充 ・緑地管理機構等への支援措置の追加 ・民間事業者等による公開緑化施設整備への支援措置の追加 <p>(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>緑に対する社会的ニーズは、各種世論調査等によっても高い結果となっており、豊かな生活環境形成に向けた支援措置が必要である。</p> <p>例)「自然保護と利用に関する世論調査」内閣府：平成 13 年 5 月より 自然にふれあう機会を増やすために必要なこと“自宅や勤務先などの周辺に、身近な自然を残したり、増やしたりする”約 42%</p> <p>特に都市部においては、安心して子育てができる環境づくりの充実が求められている。</p>		
行政の関与	緑の基本計画等を策定する行政は、良好な都市空間の創造を実現するため、官民協働により緑地の保全・創出を主体的に推進する必要がある。		
国の関与	現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保に寄与するためには、都市の緑とオープンスペース確保が課題であり、総合的な施策の推進は国の責務。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>市民緑地等整備事業の要件拡充により、地方公共団体と民間事業者等の連携により、特に地価の高い都市部において、用地の取得を伴う緑地整備によることなく、効率的な緑地の保全・創出を推進することが可能となる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>地方公共団体と民間事業者等の連携により、幅広い主体の参画や、多様な手法を用いることで、効率的、効果的な緑地の保全と創出が可能となることから、業績指標の「都市域における水と緑の公的空間確保量」の向上を図るうえで、有効な施策である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>基本方針2006において、「良好な都市空間の創造等を通じて、都市の成長力を高めるとともに、様々な担い手の自主性と創意工夫に富んだ全国都市再生を進める」とされている。</p> <p>自由民主党国土交通部会関係合同会議に設けられた「都市のみどりの保全・再生研究会」でも、その中間とりまとめに「公有地化によらず、土地所有者が土地を所有したままみどりが維持されるしくみの充実を図る必要がある」とされている。</p> <p>平成15年度より、業績指標の「都市域における水と緑の公的空間確保量」について政策チェックアップを実施しており、平成19年度以降、本施策の事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.4】

施策等名	洪水氾濫域減災対策事業の創設	担当課 (担当課長 名)	河川局河川計画課 (河川計画課長 足立 敏之)
施策等の概要	連続堤防等による従来の整備手法のみでは、治水安全度を充分に向上させるには長期間を要し、洪水氾濫被害が多発しているため、従来の「洪水を川から氾濫させない対策」に加え、「氾濫した場合でも被害を最小化させる対策」を実施する。		
施策等の目的	氾濫域内の土地利用状況も踏まえつつ、従来の画一的な施設整備での防御だけでなく「氾濫した場合でも床上浸水被害等の深刻な被害を最小化させるために、地域一体となった治水対策制度」を創設し、住宅等の安全度を早期に向上させるもの。		
政策目標	7) 水害等による被害の軽減		
業績指標	21) 洪水による氾濫から守られる区域の割合 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
業績指標の 目標値(目標 年次)	21) 目標値：約62%(61.7%)(H19年度) <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
施策等の必要性	<p>これまでの治水対策は、防御される氾濫域の将来の土地利用の様々な可能性を考え、現在の土地利用に関わらずほぼすべての河川の区間で同様の安全度を確保すべく、連続した堤防を築造する手法等がとられてきた。しかしながら、このような整備手法では長時間を要する。【目標と現状のギャップ、原因分析】</p> <p>近年の集中豪雨の頻発や施設能力を超える自然の外力の多発等を踏まえ、また投資余力が限られる中で、災害に対する安全度を確実かつ早急に向上させていく必要がある。そこで、これまでの「洪水を川から氾濫させない対策」に加えた、「氾濫した場合でも被害を最小化させる対策」が必要である。【課題の特定】</p> <p>このため、土地利用状況に応じた氾濫域対策を定めた地域全体の減災計画を、河川管理者と地方自治体等の関係機関が策定し、それに基づき、洪水氾濫拡大防止施設(二線堤等)の整備、洪水氾濫区域における遊水機能の保全のための盛土等の規制、市町村が整備する輪中堤や二線堤等の洪水氾濫拡大防止施設整備への助成制度の創設等の整備等を実施する。【施策の具体的内容】</p>		
社会的ニーズ	上下流バランス等から早期の治水対策が困難な地域の宅地等について早期の安全度向上が図られるものである。		
行政の関与	国民の生命・財産を守るという水害対策の趣旨から、行政が責任をもって行うべき施策である。		
国の関与	国民の生命・財産を守るという水害対策の趣旨から、国として実施の責務があるものである。河川管理者と地域の総合的な行政主体である地方公共団体は、共同して策定した減災計画に基づき、助成等の支援措置を実施する。		
施策等の効率性	従来の連続堤防方式による整備が社会的・技術的に困難もしくは長期間を要する場合に、土地利用状況など地域の実情・意向を踏まえ、河川管理者と地方公共団体が共同してハード、ソフト対策を一体的に実施することで、住宅等の安全度を早期に向上させることが可能となる。		
施策等の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地等の安全度を早期に向上させることが可能。 ・ 洪水した場合でも床上浸水被害等の深刻な被害を最小化することが可能。 		

その他特記すべき事項	<p>「基本方針2006」(H18.7.7閣議決定)において、「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。」とされている。</p> <p>社会資本整備審議会河川分科会に平成16年11月に設置した「豪雨災害対策総合政策委員会」において「総合的な豪雨災害対策の推進について(提言)」を受けている(H17.4)。</p> <p>平成21年度のチェックアップにおいて事後検証を実施。</p>
------------	--

事前評価票【No.5】

<p>施策等名</p>	<p>密集市街地の緊急整備</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 伊藤明子) 都市・地域整備局まちづくり推進課(課長 菱田一) 都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室 (室長 淵上善弘) 都市・地域整備局街路課 (課長 松谷春敏) 都市・地域整備局公園緑地課(課長 小林昭) 都市・地域整備局市街地整備課長(課長 松田秀夫)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>防災街区整備事業の改善により、基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力で推進。(予算(555億円の内数)) 密集市街地の解消に資する各種事業を一体的・効果的に推進するため、総合的な事業計画の作成・コーディネートを支援するとともに事業の採択要件を緩和。(予算(35億円)) 以下を内容とする、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の改正を受け、事業制度等の活用を促進する。 - 道路等と一体的に整備する受け皿住宅等の敷地に容積を移転できる地区計画制度の創設 - 老朽住宅居住者の受け皿を、地方公共団体の要請により都市再生機構が整備 - 用地買収方式による第二種市街地再開発事業の面積要件を緩和 - 権利変換手法による防災街区整備事業の地区要件を緩和 一定の要件を満たす認定建替制度について、税制上の特例措置を講じる。</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>8) 地震・火災による被害の軽減 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり></p>		
<p>業績指標</p>	<p>35) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり></p>		
<p>業績指標の目標値(目標年次)</p>	<p>35) 約3割(H19) <社会資本整備重点計画第2章に記載あり></p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保について、H17年度末までに約3割進捗しており、H19年度までの目標については概ね達成される見込み。しかし、都市再生プロジェクト(第三次決定)の目標である、「特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点整備し、今後10年間(H23年度末まで)で最低限の安全性を確保する。」の達成に向けては、取り組みを加速していく必要がある。(=目標と現状のギャップ) 十分な基盤整備がされていないこと、個々の敷地が狭小であること等から建て替えが進まず、現状のままでは改善が困難な地区が多数存在する。(=原因分析) 十分な基盤整備がされていないことから建築基準法で規定された必要な接道がない、敷地が狭小であることから建蔽率を超過している等の既存不適格建築物が多数存在し、そのままでは戸別建て替えが不可能。 道路等の基盤整備や建築物の共同化のためには合意形成が必要であるが、住民の危険性に対する認識が低いこと、多数の地権者が存在し、権利関係が輻</p>		

	<p>轄していることなどから合意形成が困難。(= 課題の特定)</p> <p>以下の施策の実施により、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災街区整備事業の改善により、基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に推進。 ・ 密集市街地の解消に資する各種事業を一体的・効果的に推進するため、総合的な事業計画の作成・コーディネートを支援するとともに事業の採択要件を緩和。 ・ 以下を内容とする、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の改正を受け、事業制度等の活用を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> - 道路等と一体的に整備する受け皿住宅等の敷地に容積を移転できる地区計画制度の創設 - 老朽住宅居住者の受け皿を、地方公共団体の要請により都市再生機構が整備 - 用地買収方式による第二種市街地再開発事業の面積要件を緩和 - 権利変換手法による防災街区整備事業の地区要件を緩和 ・ 一定の要件を満たす認定建替制度について、税制上の特例措置を講じる。 <p>(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	大地震の切迫性が指摘される中、大都市圏を中心に存在する防災上危険な密集市街地の安全性の向上が急務。
行政の関与	密集市街地では、敷地規模が小さいことや零細な地権者が多いこと等の特性から民間のみによる自力更新が困難。一方で、防災上課題のある市街地の再生は喫緊の課題であり、行政の関与が不可欠。
国の関与	都市再生プロジェクト（第三次決定）である「密集市街地の緊急整備」を促進するものであり、国の関与が不可欠。
施策等の効率性	<p>首都直下地震の被害想定では、最大で死者約 8,000 人、焼失棟数約 65 万棟と想定されており、ひとたび災害が発生すると巨額の復旧・復興費用が発生するため、行政の関与により事前に対策を進めることが公共投資の観点からも効率的。</p> <p>基盤整備と建築に係る規制の合理化を一体的に推進することにより、基盤整備による建築物の建替え誘発効果の増大が見込めることから、効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>本施策で確保すべきとされている「最低限の安全性」とは、逃げまどいによる死者をほとんど出さず、かつ火災による焼失率を大幅に低減させる水準を指している。密集市街地の早急な整備改善を図り、最低限の安全性を確保することは、大規模地震時に想定される市街地大火による人的・経済的被害を軽減するために有効。</p> <p>特に、道路等の基盤整備と建築に係る規制の合理化を一体的に推進することにより、密集市街地における公共施設の整備と建築物の自律的な建替えが促進され、密集市街地の防災上の安全性が向上する。</p>
その他特記すべき事項	<p>都市再生プロジェクト（第三次決定）において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地（東京、大阪各々約 2,000ha、全国で約 8,000ha）を対象に重点整備し、今後 10 年間（平成 23 年度末まで）で最低限の安全性を確保する旨、位置付けられている。</p> <p>「経済成長戦略大綱」において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に危険な市街地について、道路等の基盤整備を推進しつつ、建築に係る規制の緩和を併せて行う密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する旨、位置付けられている。</p> <p>平成 17 年度の「政策チェックアップ」における、「課題の特定と今後の取組の対応方向性」を踏まえた新規施策である。以下抜粋。</p> <p>「都市再生プロジェクト（第三次決定）の目標達成のためには取り組みをよりスピードアップしていく必要があることから、今後密集市街地における道路等の基盤整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進し、密集市街地の最低限の安全性を確保する。」</p> <p>平成 17 年度の「政策チェックアップ」における、「平成 18 年度以降における</p>

	<p>新規の取り組み」を踏まえた新規施策である。以下抜粋。 「都市再生プロジェクトの目標達成に向けては今後の取り組みをよりスピードアップしていく必要があることから、今後も引き続き、防災上必要な公共施設の整備と老朽住宅の建替え等を緊急に促進する措置を講じ、その解消を強力に推進する。また都市計画等と連携して防災環境軸の緊急整備を図る。」 平成 19 年政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>
--	---

事前評価票【No.6】

施策等名	帰宅困難者対策のための防災公園事業の拡充	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局公園緑地課(課長 小林昭)
施策等の概要	安全・安心な都市の形成を図るため、地震災害時に一時的な収容、飲料水や災害用トイレ、災害情報の提供等により帰宅困難者対策に資する都市公園について、防災関係部局や民間施設との連携により防災機能強化を総合的・一体的に推進し、重点的な支援を行う。 【予算要求額：505億円】		
施策等の目的	地震災害時に避難地・防災拠点等となる防災公園の緊急整備を実施するとともに、帰宅困難者が発生すると想定されている地域において、一時的な収容、飲料水や災害用トイレの提供など、混乱の未然防止、帰宅行動支援に資する都市公園の整備により、真に災害に強い安全・安心な都市の形成を図る。		
政策目標	8) 地震・火災による被害の軽減 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
業績指標	33) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合(地域の避難・防災の拠点となる面積10ha以上のオープンスペースが確保された都市の割合) <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
業績指標の目標値(目標年次)	33) 約25%(平成19年度) <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
施策等の必要性	<p>わが国では、近い将来に首都直下地震や東海地震等の発生が想定されていること等を踏まえ、大規模な地震、災害に強い国土づくりを図るため、地震災害時に避難地・防災拠点等となる都市公園(防災公園)を緊急に整備する必要がある。社会資本整備重点計画においては、「一定水準の防災機能を備えるオープンスペース(地域の避難地・防災拠点となる面積10ha以上のオープンスペース(誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間))が一箇所以上確保された大都市の割合」を指標として定め、平成19年度目標値を約25%として防災公園の整備を推進している。本指標の平成17年度速報値は約13%と進捗しているが、目標の達成に向けて更なる施策の推進が必要である。</p> <p>また、平成17年7月の中央防災会議の首都直下地震対策専門調査報告において、首都直下地震における帰宅困難者は約650万人と想定されていること等、地域住民の避難地等の確保とともに、帰宅困難者対策として収容、休憩場所の確保等が都市の防災上新たな課題となっている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>現行の防災公園の体系は、地域の夜間人口をベースとしたものであり、昼間人口をベースとする帰宅困難者を対象としていないため、帰宅困難者対策の推進が困難。(=原因分析)</p> <p>避難地の確保とともに、一時的に大量発生する帰宅困難者の収容、休憩、災害情報の提供等に対応するため、帰宅困難者対策に資する都市公園を防災公園の体系に位置づけ、防災関係部局や民間施設の役割分担のもと、駅周辺や幹線道路等、主な災害時の帰宅ルート付近の既存都市公園等を活用し、総合的・一体的に防災機能強化を推進する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>これらの課題に対して、導入する施策の具体的な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災公園の要件を拡充し、帰宅困難者を支援するための都市公園を防災公園の体系に位置づける。 ・防災関係部局やコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の民間施設との連携により、帰宅困難者対策を推進するための計画を作成し、当該計画に位置づけられた都市公園について、災害用トイレや耐震性貯水槽の整備等の防災機能強化を総合的・一体的に実施する事業を重点的に支援。(=施策の具体的な内容) 		
社会的ニーズ	近い将来に東海地震、首都直下地震等の発生が予想されていること等により、国民の安全・安心の確保を図るため、避難地や防災拠点の早急な確保が必要。首都直下地震における帰宅困難者が約650万人と予想されていること等、		

	帰宅困難者対策が都市の防災上の新たな課題。
行政の関与	帰宅困難者対策について、防災関係部局や民間施設が取組を始めつつある中で、公園管理者である行政も主体的に施策を推進する必要がある。
国の関与	国民の生命・財産を守るため、防災・減災対策の推進は緊急を要する課題であり、国の重大な責務である。
施策等の効率性	防災関連部局や民間施設等との連携、既存の都市公園等の活用により、帰宅困難者の一時的な収容、飲料水や災害用トイレ、災害情報等の提供を行うことで、効率的・効果的に都市部における防災機能強化を図ることができる。
施策等の有効性	地震災害時の避難地等の確保とともに、帰宅困難者対策に資する都市公園の整備が推進されることから、安全・安心な都市の形成を図る上で有効な施策であり、業績目標の「一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合」の向上に資するものと考えられる。
その他特記すべき事項	<p>基本方針2006において、「国民の安全・安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つである」とされ、「防災・減災対策を戦略的・重点的に進める」とこととされている。</p> <p>平成15年度より、業績指標の「一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合」について政策チェックアップを実施しており、平成19年度以降、本施策の事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.7】

施策等名	海岸耐震対策緊急事業の創設	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	<p>ゼロメートル地帯や地震防災対策強化地域等において緊急的に耐震対策を行うため、海岸管理者が策定する5ヶ年程度の「海岸耐震対策緊急事業計画」に基づき、短期間に集中して耐震化を行う海岸耐震対策緊急事業を創設する。 【予算要求額：158百万円】</p>		
施策等の目的	<p>東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模地震の発生が危惧される地域や浸水被害に対して極めて脆弱な地域であるゼロメートル地帯等において、海岸保全施設の崩壊や沈下により発生する甚大な浸水被害を防ぐことを目的とする。</p>		
政策目標	8) 地震・火山による被害の軽減		
業績指標	32) 地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消		
業績指標の目標値(目標年次)	32) 約10,000ha(H19年度)		
施策等の必要性	<p>想定される大規模地震に対して耐震性が確保されている海岸堤防は、全国の海岸保全施設延長9,400kmのうち約3割であり、海岸保全施設整備は十分に進んでいるとはいえない。【目標と現状のギャップ】</p> <p>耐震性の調査が未実施な延長が約6割あり、診断及び診断後の対策の両面で対策が追いついていない。【その原因について分析】</p> <p>平成17年度に津波危機管理対策緊急事業を創設(平成18年度にゼロメートル地帯の高潮対策に拡充)し、耐震調査に対する支援を行っており、今後、調査結果を踏まえた耐震対策事業の推進を重点的に進める必要がある。【現状を改善するための課題を特定】</p> <p>ゼロメートル地帯や地震防災対策強化地域等において緊急的に耐震対策を行うため、海岸管理者が策定する5ヶ年程度の「海岸耐震対策緊急事業計画」に基づき、短期間に集中して耐震化を行う海岸耐震対策緊急事業を創設する。【導入する施策の具体的内容について説明】</p>		
社会的ニーズ	大規模地震の発生が切迫し、国民の耐震対策に対する関心が強い中で、安全で安心な社会の形成を図るため、各種制度の充実に努める必要がある。		
行政の関与	海岸保全施設の崩壊や沈下により発生する甚大な浸水被害の防止は、海岸管理者である行政が主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	国民の生命・財産を守るための防災対策の推進は緊急を要する課題であり、国の重要な責務である。		
施策等の効率性	現在推進している耐震調査の結果を踏まえ、海岸管理者が作成する、海岸耐震対策緊急事業計画に基づき、耐震対策を集中的・計画的に実施することにより効率的な事業推進を図る。		

<p>施策等の有効性</p>	<p>海岸保全施設の耐震対策については、各種委員会によりその必要性が指摘されている。本事業は以下の施策を具体的に推進するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、概ね5年以内に緊急的に対応すべき対策として、重要沿岸域のうち地域中枢機能集積地区において、堤防等の耐震化を促進「津波対策検討委員会提言（平成17年3月）」 ・ 耐震性が十分でない施設の優先的な機能確保「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会提言（平成18年1月）」
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成20年度以降の政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.8】

施策等名	自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	自動車交通局技術安全部 技術企画課(技術企画課長木場 宣行)
施策等の概要	独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十八年度末に中期目標期間が終了する自動車検査独立行政法人について、特定独立行政法人から特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行するとともに、自動車検査独立行政法人の行う基準適合性審査を受けようとする者は、手数料を同法人に直接納付することとする等の措置を講ずる。		
施策等の目的	行政改革の一環として、独立行政法人に係る改革を推進する。		
政策目標	9) 交通安全の確保		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>独立行政法人に係る改革を推進するために必要な措置を講じるもの。</p> <p>課題の特定</p> <p>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の趣旨を踏まえつつ、政府の行政改革推進本部決定等に基づき、対応する。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>平成十八年度末に中期目標期間が終了する自動車検査独立行政法人について、特定独立行政法人から特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行するとともに、自動車検査独立行政法人の行う基準適合性審査を受けようとする者は、手数料を同法人に直接納付することとする等の措置を講ずる。</p>		
社会的ニーズ	行政改革推進本部や有識者会議等における議論等や、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、簡素で効率的な政府を実現する必要がある。		
行政の関与	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、行政として自動車検査独立行政法人の見直しを行う必要がある。		
国の関与	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、自動車検査独立行政法人の見直しを行うためには法律改正が不可欠であるため、国として関与する必要がある。		
施策等の効率性	簡素で効率的な政府の実現に寄与し、手数料の自己収入化により法人の経営責任が高まるとともに、非公務員化に移行することにより国家公務員法にとらわれない雇用形態など弾力的な人事運用が可能となり、検査法人業務の質の向上や効率化が図られる。		
施策等の有効性	簡素で効率的な政府の実現に寄与し、手数料の自己収入化により法人の経営責任が高まり、効率的・効果的な運営が実現できる。		
その他特記すべき事項	<p>独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する有識者会議の指摘事項(平成18年11月21日)行政減量・効率化有識者会議</p> <p>「独立行政法人の職員については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の具体的な問題点を明確に説明できない場合には、非公務員化すべきである。」</p> <p>中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて(平成18年12月24日)行政改革推進本部決定</p>		

	<p>勧告の方向性（平成 18 年 11 月 27 日）総務省・政策評価独立行政法人評価委員会</p> <p>「自動車検査独立行政法人の事務及び事業については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 52 条の規定の趣旨を踏まえ、非公務員が担うものとする。」</p>
--	--

事前評価票【No.9】

施策等名	海面処分場の計画的な確保のための支援の拡充	担当課 (担当課長名)	港湾局環境整備計画室 (環境整備計画室長 八尋明彦)
施策等の概要	<p>港湾整備により発生する大量の浚渫土砂を適正に処理するとともに、内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れるため、港湾法に規定する廃棄物埋立護岸の整備に対して、国の支援を拡充することにより、海面処分場を計画的に確保する。</p> <p>【平成 19 年度概算要求額】93 億円</p>		
施策等の目的	港湾管理者による海面処分場の整備を促進する。		
政策目標	1 6) 循環型社会の形成		
業績指標	6 8) 可能な限り減量化した上で海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入		
業績指標の目標値(目標年次)	平成 18 年度以降毎年 100%		
施策等の必要性	<p>港湾の国際競争力強化のための整備に伴って発生する浚渫土砂の適正処分を進める必要がある中で、ロンドン条約 96 年議定書への締結に対応するための改正海洋汚染防止法の施行(平成 19 年 4 月 1 日)により、浚渫土砂の海洋投入処分が原則禁止とされる。また、循環型社会の形成を推進する取り組みが求められている中で、一般廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している。こうした状況の中、海面処分場を計画的に確保していく必要がある。(= 目標と現状のギャップ)</p> <p>しかしながら、環境問題が近年、ますます多様化・複雑化・広域化・深化してきている中、従来の取組だけでは限界となっている。(= 原因分析)</p> <p>港湾管理者が廃棄物埋立護岸を整備することにより確保される海面処分場について、一層の整備の促進を図っていく必要がある。(= 課題の特定)</p> <p>このため、港湾法に規定する廃棄物埋立護岸の整備に対して、国の支援を拡充することにより、海面処分場の計画的な確保を図る。(= 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	最終処分場の残余容量が逼迫し、内陸に最終処分場を確保することが困難になっていることから、港湾における海面処分場への依存度が高くなっている。		
行政の関与	行政が公共事業として行う港湾工事に伴い発生する浚渫土砂について、また廃棄物処理法において行政により処理することが求められている一般廃棄物について、港湾の利用・開発等との整合をとりつつ適正に処分するため、行政の関与が必要。		
国の関与	国際競争力の強化、循環型社会の形成といった課題は、国の施策として強力に推進すべき事項であり、また当該地方においてのみ便益をもたらすものではないため、国の関与が必要。		
施策等の効率性	港湾内の貴重な水面の一部を割愛して海面処分場を確保することで、港湾工事に伴って発生する浚渫土砂とともに、一般廃棄物も最終処分することが可能である。内陸に最終処分場を確保することが困難である現状において、海面処分場の計画的な確保は、浚渫土砂の適正な処理及び廃棄物の確実な受け入れの実現性が高く、効率的である。		
施策等の有効性	廃棄物埋立護岸の整備に対する国の支援の拡充をすることにより、海面処分場の計画的な確保が図られるため、国際競争力の強化及び循環型社会の形成の観点から、有効的である。		
その他特記すべき事項	<p>本年度国土交通省重点施策に位置づけ 廃棄物埋立護岸等の建設又は改良に係る国庫負担率又は補助率を引き上げるための港湾法の改正が必要 外部要因：環境省による廃棄物行政（一般廃棄物処理施設の整備）</p>		

	<p>平成 17 年度政策チェックアップ 施策目標 16)循環型社会の形成 業務指標 72)可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な 廃棄物の受入</p> <p>「今後の取組の方向性 今後も実績値を維持できるよう廃棄物海面処分場の整備、廃棄物海面処分 場の延命化対策等を推進する。」 平成 20 年度以降の政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>
--	--

事前評価票【No.10】

施策等名	スーパー中枢港湾プロジェクトの推進	担当課 (担当課長名)	港湾局港湾経済課 (港湾経済課長 加藤由起夫) 港湾局計画課 (計画課長 富田英治) 港湾局総務課危機管理室 (危機管理室長 北山斉)
施策等の概要	<p>アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、次世代高規格コンテナターミナルの形成等、関係者一丸となって先導的な施策を展開し、総合的に効率化を推進しているスーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を図る。</p> <p>特に、コンテナターミナルに出入りする車輛の集中によるゲート前及び周辺道路の混雑等に対応し、迅速性・利便性・保安性の向上を図るための、出入管理システムの構築を行う。</p> <p>【法令改正】【平成 19 年度概算要求額 524 億円】</p>		
施策等の目的	<p>港湾コストの低減、サービス水準の向上（コンテナターミナルにおける迅速性、利便性、保安性の向上等）を通じて、我が国の国際競争力を強化し、国民生活の質の向上に資する。</p>		
政策目標	1 8) 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化		
業績指標	7 4) 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 社会資本整備重点計画第 2 章活力(1)に記載あり		
業績指標の目標値(目標年次)	平成 14 年度比 5 % 減(平成 19 年度) 社会資本整備重点計画第 2 章活力(1)に記載あり		
施策等の必要性	<p>我が国産業の国際競争力や国民生活水準の維持、向上には効率的な物流が不可欠であり、資源小国で海外依存度が高い島国である我が国においては、安く、速く、安全で信頼性の高い海上物流サービスを確保する必要がある。さらに、改正 SOLAS 条約の発効に伴い、港湾施設の出入管理において、物流の効率性(迅速性・利便性)と保安の確保の両立を図ることが必要となっている。しかし、海上物流の基盤である港湾について、近年、我が国の相対的地位が低下し、基幹航路寄港便数が減少して、アジアの港湾で積み替えて目的地へ輸送されるトランシップ貨物が増大しており、出入管理については、各施設において個々に紙の許可証が発行され、バラバラに運用されており、物流コストの上昇、輸送時間の増加等が懸念される。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>港湾の国際競争力強化については、船舶の大型化に対応した大水深コンテナターミナルの整備やターミナルの 24 時間フルオープン化、港湾諸手続のワンストップサービス化といった施策を実施してきたところであるが、我が国港湾は、アジア諸国の国家戦略としての港湾整備や、グローバル戦略の下で世界的な港湾ネットワーク展開を進めている海外メガオペレーターの台頭等によるアジア主要港の成長により、コスト・サービス水準で遅れを取っている。中でも出入管理については、各施設で共通化された統一的なルール・基準等が存在していないため、迅速性・利便性・保安性がある出入管理の仕組みが構築できていない。(=原因分析)</p> <p>アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準を実現するためには、スケールメリットが発揮されるように、単一の民間事業者により一体的に運営する大規模・高規格なコンテナターミナルの形成を推進するとともに、国内物流ネットワークとの連携を強化して貨物を集め、さらには、迅速性・利便性・保安性を有する出入管理の仕組みを構築する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>そのため、大規模コンテナターミナルの整備や共同デポ、鉄道積替施設整備に対する補助等の既存施策の充実を図る。また、内航船の高規格化に対応した施設整備に対する支援により国内海上ネットワークを強化するとともに、出入管理システムの制度構築、整備等ゲートの機能向上、搬出入の円滑化に</p>		

<p>社会的ニーズ</p>	<p>より、スーパー中樞港湾プロジェクトの深化を図る。(= 施策の具体的内容)</p> <p>港湾コストの低減・サービス水準の向上は、港湾利用者である船社等のほか、物流コスト全体の低廉化により、不特定多数の荷主の利益や我が国産業競争力の強化につながる。</p> <p>また、出入管理システムの整備等ゲートの機能向上により、当該ターミナルにおいて迅速性・利便性・保安性が向上する。</p> <p>さらには、周辺道路の混雑緩和、環境負荷の軽減にもつながり、本施策は社会的ニーズに適うものである。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>ターミナルの統合、大規模化、高規格化等、従来の枠組みにとらわれない関係者一丸となったプロジェクトであり、負担とリスクの大きい先導的な取り組みを行うことや、制度等の改革及び環境整備等の支援の両面が必要であることから行政の関与が必要である。</p>
<p>国の関与</p>	<p>スーパー中樞港湾プロジェクトでは、複数港の連携や国内から幅広く貨物を集めるためのネットワーク強化といった広域的な取り組みが必要である。</p> <p>また、迅速性・利便性・保安性がある出入管理の仕組みを構築するためには、各施設で共通化された、出入管理についての統一的なルール・基準等が必要であるが、個々のターミナルの管理者では共通化されたルール等を作成することが困難であり、個々の港湾の枠を越えた国の関与が必要である。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>スーパー中樞港湾プロジェクトは、投資を選択的・集中的に行うものであることに加え、既存ターミナルの一体的運営等、既存ストックを民間事業者の能力を活用して有効利用することとしており、国内海上ネットワークの強化により物流ネットワークも向上する。</p> <p>また、個々のコンテナターミナルの管理者が許可証を発行し、バラバラに運用する現状と比較して、出入管理システムの制度の構築、整備等ゲートの機能向上により、迅速性・利便性・保安性の向上を、より効率的かつ迅速に実現できる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>大規模コンテナターミナルの整備、共同デポや鉄道積替施設整備に対する補助等により、円滑な物流サービスやスケールメリットによる港湾コストの低減が図られ、国内海上ネットワークの強化により、国内貨物の集積によるスーパー中樞港湾の国際物流拠点機能が向上する。</p> <p>また、出入管理システムに関する制度の構築、整備等ゲートの機能向上により、迅速性・利便性・保安性が高まり、我が国港湾の国際競争力の強化を図ることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 14 年 11 月 29 日交通政策審議会答申「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」において、スーパー中樞港湾の育成が位置づけられている。</p> <p>平成 17 年度政策チェックアップ 政策目標 18) 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化 業績指標 78) 国際海上コンテナ輸送等輸送コスト低減率 「今後の取組の方向性 今後とも、国際海上コンテナ貨物等の輸送コストを削減し、我が国の港湾の国際競争力の強化のため、スーパー中樞港湾プロジェクトを推進する。」</p> <p>平成 14 年度政策レビュー 「政策への反映の方向 先導的・実験的な取り組みとして「スーパー中樞港湾の育成」を図る。」</p> <p>平成 20 年度以降の政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.11】

施策等名	都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）	担当課 （担当課長名）	土地・水資源局国土調査課 （国土調査課長 石川佳市）
施策等の概要	都市の中心部などで、潜在的に高度な土地利用が可能であるにもかかわらず、境界情報の未整備が開発停滞の主要因となっているような地域において、街区外周の境界に関する基礎的な情報を調査する。 平成19年度予算要求額 60億円		
施策等の目的	街区外周の境界情報を調査することにより、土地活用の具体化を推進するとともに、これらの地域における地籍調査の進捗を図る。		
政策目標	24)公正で競争的な市場環境の整備		
業績指標	112)地籍が明確化された土地の面積		
業績指標の目標値（目標年次）	112)158千k㎡（H21年度）		
施策等の必要性	<p>地籍調査（市町村等が実施主体となる補助事業）の平成17年度末までの実施面積は134千k㎡であり、平成21年度の目標値を達成するために必要と考えられる145千k㎡を大きく下回っている。特に、都市部においては2千k㎡（都市部全体の19%）しか進捗しておらず、調査の遅れが顕著である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>都市部において進捗が遅れている原因としては、土地の細分化、権利関係の輻輳、頻繁な土地の異動等により境界確認の合意を得ることが難しく、調査速度が上がらないことが挙げられる。（＝原因分析）</p> <p>このような状況に対応し、速やかに地籍整備を進めていくためには、本年度に完了予定の都市再生街区基本調査の成果を活用しつつ、境界に関する基礎的情報の整備を進め、市町村による地籍調査の円滑な実施を強力に支援していくことが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>このため、国直営により、新たに境界に関する最も基礎的な情報である街区外周の位置情報を整備する都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）を実施するものである。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	地籍情報の整備は、土地活用の推進、土地取引の円滑化、個人資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するものであり、社会・国民のニーズに合致する。		
行政の関与	地籍の整備は、登記所等の資料を整備し、国民に対し土地に関する基礎的情報を提供するという極めて公共性が高いものであり、行政において実施する必要がある。		
国の関与	都市部において地籍調査の円滑な実施を支援するためには、国において全国統一的に基礎的な境界情報の整備を行うことが必要である。また、地籍調査は、国の主要課題である都市再生に有効であることから、国においてその支援を行う必要がある。		
施策等の効率性	本調査により、国が基礎的な境界情報を整備・提供するとともに、これを利用して市町村が地籍調査を行うことで、関係者の測量作業の重複によるムダが排除され、土地活用の活性化が期待されるとともに、都市部における地籍整備が推進される。		
施策等の有効性	本調査により、都市部のうち年300k㎡程度の面積について基礎的な境界情報の整備が行われる。これらの地域においては、地籍調査の基礎となる資料が蓄積されることになり、地籍調査を進めやすい環境が整備されることから、地籍調査の進捗につながる。		
その他特記すべき事項	現状では、都市部の地籍調査が特に遅れていることから、都市部の進捗率をいかに向上させるかが課題である。そのため、都市再生本部において示された「民活と各省連携によ		

	る地籍整備の推進」の方針に基づき、法務省等と連携しつつ、民間活力を活用して、全国の都市部における地籍整備を実施していく（平成17年度政策チェックアップ）、平成19年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。
--	--

事前評価票【No.1】

施策等名	都市再生特別措置法の一部改正	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局まちづくり推進課 (まちづくり推進課長菱田 一)
施策等の概要	国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、都市再生整備推進法人の指定制度の創設等を行う。(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案において措置)		
施策等の目的	民間の資金やノウハウを活用した優良な都市開発事業を促進するとともに、全国の都市において地域の実情に応じたまちづくりを推進することにより、都市再生の一層の推進を図る。		
政策目標	4) 住環境、都市生活の質の向上		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>人口減少・超高齢社会の到来、アジア諸国等との都市間競争の激化等により、以前にも増して社会経済情勢が急速に変化する中で、活力の源泉となる都市の魅力と競争力を高めていくことは、引き続き重要な政策課題であり、特に地方部を中心に、民間による都市開発が十分進んでおらず、都市再生の一層の推進が求められている。</p> <p>原因分析</p> <p>これまで、民間の資金やノウハウを活用した良好な都市開発事業を促進するために、認定民間都市再生事業計画に対する金融支援措置等を講じてきたところであるが、引き続き都市再生の推進を図っていくにあたり、民間単独では実施が困難な都市開発事業等に対して、支援を継続する必要がある。</p> <p>また、地方における都市再生を推進するにあたり、新たなまちづくりの担い手として期待されているNPO等も少なくないが、積極的に活用されていない状況である。</p> <p>課題の特定</p> <p>大規模な民間都市開発投資に対する支援を継続するとともに、地方においてまちづくり活動を行う、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有するNPO等の積極的に活用すること等が重要である。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>都市の再生を推進するため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限を延長し、認定を受けた事業に対して金融支援措置等を引き続き講ずることにより優良な都市開発事業を促進するとともに、新たなまちづくりの担い手として、市町村長がNPO等を都市再生整備推進法人として指定し、法的位置付けを与えるとともに、支援措置を講ずることにより、積極的な活用を図る。</p>		
社会的二一ズ	我が国の活力の源泉である都市について、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応して、その魅力と国際競争力を高めることが求められている。		
行政の関与	都市の国際競争力の強化や魅力の向上を図る都市の再生は、我が国の重要な政策課題であり、都市機能の増進に寄与する都市開発事業に対して、民間等の資金やノウハウ等を振り向けるための支援や制度の整備を行う必要がある。		

国の関与	都市再生の目的を達成するため、国（国土交通大臣）による認定制度を通じて、税制特例や、民間都市開発推進機構による金融支援等を行うものである。
施策等の効率性	国（国土交通大臣）による認定制度を通じて、税制特例や金融支援等を行うことで、より短期的・集中的に民間等の資金やノウハウ等を振り向けることができる。
施策等の有効性	国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を受けた民間都市開発事業に対する金融支援措置等の継続や、市町村長による都市再生整備推進法人の指定に伴う支援等により、都市再生に資する各種事業の促進が図られ、都市の再生が一層推進される。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年 7 月 4 日に「都市再生の担い手」、平成 19 年 1 月 16 日に「都市再生の一層の推進及びまちづくりの担い手の裾野の拡大について」が、それぞれ都市再生本部において本部決定された。 ・ 都市再生特別措置法は法施行後 10 年以内に検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。（同法は平成 14 年に施行）

事前評価票【No.2】

施策等名	建築士法等の一部を改正する法律	担当課 (担当課長名)	住宅局建築指導課 (小川課長) 総合政策局建設業課 (吉田課長)
施策等の概要	建築物の安全性の確保を図るため、一定の規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認の実施、建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け、建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務の再委託の制限、建設業者が請け負った多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事の一括下請負の禁止等の措置を講ずる。		
施策等の目的	事件の再発を防止し、建築士等による適正な建築活動の確保を図り、国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、早急に建築士制度等の見直しを行う。		
政策目標	8) 地震・火災による被害の軽減		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>平成17年11月に明らかになった構造計算書偽装問題は、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信を広げている。</p> <p>また、今般の事件では、法令を遵守すべき資格者である建築士が職業倫理を逸脱して構造計算書の偽装を行ったものであり、さらには、事件発生後も多くの建築士において不適切な業務が行われている実態が明らかになっており、建築士制度への国民の信頼も大きく失墜している。</p> <p>原因分析</p> <p>構造計算書偽装問題を受け、社会資本整備審議会において検討が進められた結果、建築士制度については次のような問題点が指摘された。</p> <p>(1) 能力の不十分な構造設計担当の建築士やチェック能力のない元請け建築士が存在している</p> <p>(2) 重層的な設計業務の実施体制が常態化し、能力の不十分な建築士が市場で淘汰されない</p> <p>(3) 工事監理が適切に機能していない 等</p> <p>課題の特定</p> <p>これを踏まえ、同審議会の最終答申(平成18年8月31日)において、</p> <p>(1) 建築士の資質・能力の向上、</p> <p>(2) 高度の専門能力を有する建築士の育成・活用、</p> <p>(3) 設計・工事監理業務の適正化、</p> <p>(4) 団体による自律的な監督体制の確立</p> <p>等について、建築士制度の抜本的な見直しを行う必要がある旨が指摘された。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>この答申を踏まえ、関連する3法律(建築士法、建築基準法及び建設業法)の一部改正案を平成18年10月24日に閣議決定し、同日、第165回臨時国会へ提出することとした。この法律案の概要は以下の通りである。</p> <p>(1) 建築士の資質、能力の向上</p>		

	<p>建築士試験の受験資格の見直し、建築士に対する定期講習の受講の義務付けを行う。</p> <p>(2) 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化 一定規模の建築物の設計に当たって、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認を義務付ける。</p> <p>(3) 建築士事務所の業務の適正化 管理建築士の要件を強化するとともに、設計・工事監理の契約締結前に、管理建築士等が一定の重要な事項を説明することを義務付ける。</p> <p>(4) 建築士事務所の団体による自律的な監督体制の確立 建築士事務所協会等を法定化し、当該協会において苦情解決や研修等の業務を実施する。</p> <p>(5) 建築士及び建築士事務所の登録・閲覧事務の効率化 国土交通大臣又は都道府県知事の指定を受けた機関が建築士及び建築士事務所の登録・閲覧事務を行うことができることとする。</p> <p>(6) 建設工事の施工の適正化 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止する。</p>
社会的ニーズ	<p>今回の構造計算書偽装事件は、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信を広げており、建築士制度に対する国民の信頼も大きく失墜していることから、抜本的な制度の見直しが求められている。</p>
行政の関与	<p>今回の構造計算書偽装事件は、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信を広げており、建築士制度に対する国民の信頼も大きく失墜していることから、建築士制度の抜本的な見直しに対する行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>今般の事件を踏まえ、建築士に対する定期受講の義務付け、構造設計一級建築士等による法適合性確認の実施の義務付け、設計・工事監理契約締結前の管理建築士等による重要事項説明の実施の義務付けなど、国として建築士制度の見直しを行う必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>【建築士法関係】 建築士及び建築士事務所の登録等に係る指定登録機関制度の創設 国土交通大臣は、その指定する者に一級建築士の登録の実施に関する事務等を、都道府県知事は、その指定する者に二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務等又は建築士事務所の登録の実施に関する事務等を行わせることができることとする(改正建築士法第10条の4、第10条の20、第26条の3)。 現行法では建築士・建築士事務所の登録事務は国土交通大臣・都道府県知事の事務とされているが、これらの事務は、基本的に裁量の余地なく実施することができるものであることから、その実施について行政以外の主体を活用するため、の措置を講じることにより、行政事務の効率化が図られるとともに、指定を受けた者による適正かつ確実な登録等事務の実施が図られることが期待される。さらに、統一的な情報の管理や提供等により、建築主等の消費者による適切な選択に効率的に寄与することができる。 の措置を講じない場合、行政としては、指定確認検査機関に対する監督強化や違反建築物対策など、本来行政機関でしかできない事務の執行に集中し、建築行政全体の体制の強化を図っていくという目的を達成すること困難である。また、今回の改正では、建築士名簿の閲覧、構造設計一級建築士証等の交付など、建築士の登録に関連し新たな事務が発生することになり、これら新たな事務の実施についても、行政事務の効率化等の観点から、行政以外の主体に実施させることが適切である。</p>

建築士試験の受験資格の見直し

建築士試験の受験資格者を大学等において建築に関する一定の科目を修めて卒業した者とする等、建築士試験の受験資格の見直しを行う(改正建築士法第14条、第15条)

構造計算書偽装問題など昨今の事案等を踏まえ、建築士の資格の付与段階において、設計及び工事監理に必要な能力を有しているかどうかを的確に検証すること求められているところであり、の措置を講じることが効率的である。

この措置を講じない場合、現行法では、建築士試験の受験資格は、建築又は土木に関する課程を卒業していること(学歴要件) 建築に関する一定年数以上の実務経験を有していること(実務要件)を基本的な要件とされているが、

- ・ 学歴要件については、土木課程の卒業者も認めていること、また、建築課程であっても、昨今、大学等において学生に配慮したカリキュラム編成が行われていること等により、十分な建築科目の履修がなされていない者まで受験資格者たり得ること
- ・ 実務要件については、建築に関する実務経験であれば認められるため、設計や工事監理に係る経験がない場合であっても、受験資格者たり得ること

といった問題があり、の措置を講じなければ資格付与段階で建築士の能力の的確な検証を行うことができない。

構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法規適合性の確認の実施等

構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は、一定の建築物の構造設計等について当該建築物の構造関係規定等への適合性の確認を他の一級建築士から求められた場合において、その確認をしたときは、当該構造設計図書等にその旨を記載しなければならないこととする(改正建築士法第20条の2、第20条の3)

近年の建築技術の高度化に伴う建築物の高層化・大規模化・複雑化の進展を反映し、意匠・構造・設備等の分野別に建築設計が専門分化し、それぞれ設計技術の進歩改善が進んでいるところであり、各々の建築士の得意分野にも、自ずと偏りが見られるようになってきていることから、これに適切に対応するためにはの措置を講じることが効率的である。

構造設計を専門としない建築士は、一定規模以上の建築物の構造設計に必要な高度な構造計算や、制震・免震構造等の新技術に対し、適切に対応することが困難となっている。大規模な建築物の設備設計についても、同様の問題が顕在化しており、環境問題、省エネルギー問題等への対応から建築設備自体が複雑化、多様化し、設計技術が高度化する中、専門外の建築士にとっては、こうした技術への対応が十分に出来ていない状況にある。したがって、の措置を講じない場合、現行制度下では、構造設計や設備設計の高度化に対応できるような専門的知識・技能を有していない建築士によって、建築基準法の定める構造関係規定や設備関係規定に違反するような建築物の設計が行われてしまうおそれがある。

建築士事務所に所属する建築士等に対する定期講習の義務付け

建築士事務所に属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士並びに構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は、一定期間ごとに、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受けなければならないこととする(改正建築士法第22条の2)

各々の建築士が建築技術の高度化や建築基準法令の改正等に的確に対応できるようにし、適切な設計等が行われることを担保するため、の措置を講じることが効率的である。

設計及び工事監理の業務独占権限が付与されている建築士は、その業務に

従事するに足る十分な知識及び技能を有している必要があるにもかかわらず、近年の建築技術の高度化に伴い建築物の高層化、大規模化、複雑化等が進展し、建築基準法令の改正等も頻繁に行われるなど、これにあわせて常にその知識を更新していかななくては、業務の適正な実施を担保し得ない状況となっており、の措置を講じない場合、現行法では資格取得後の建築士の能力の向上を担保できない。

管理建築士の要件強化

管理建築士は、建築士として三年以上の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した建築士でなければならないこととする（改正建築士法第24条第2項）。

今日の建築設計では、専門分化を背景に、事務所内の分担や他事務所への再委託等、重層的な分業体制が常態化している。技術的事項を総括する立場にある管理建築士としても、設計等を担当する建築士の選定、所属建築士に対する技術上の指導監督、再委託する業務内容の決定、再委託に係る成果物の内容確認、事務所を代表しての顧客への設計等の内容の説明など、行うべき業務内容が増加しており、求められる能力は年々高度化していることから、建築士事務所の業務の適正化を確保するため、の措置を講じることが効率的である。

現行法では、建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する専任の建築士（管理建築士）を置かなければならないこととされ、管理建築士は、建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、開設者に対して、技術的観点から、建築事務所の業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べることとされているにもかかわらず、管理建築士の要件についての定めがなく、建築士であれば誰でも管理建築士になることができるとされているため、の措置を講じない場合、上述したような技術的観点からの管理業務を期待どおりに遂行することが困難である。

設計又は工事監理の再委託の制限

建築士事務所の開設者は、一定の建築物について、その委託を受けた設計又は工事監理を一括して他人に委託してはならないこと等とする（改正建築士法第24条の3）。

設計・工事監理に関する不適切な委託契約を排除し、住宅購入者等の建築物の最終的な利用者の保護を図るため、共同住宅等多数の者が利用する建築物については、委託者の承諾の有無を問わず、の措置を講じることが効率的である。

設計又は工事監理の委託契約は、民法上の準委任契約の一種であると解されている。準委任については、受任者への高度の信頼を基礎とするものであるから、受任者が再委任を行うことは原則としてできないものの、委任者の承諾を得れば可能であると解されており（復代理について規定する民法第104条の類推適用）これによれば、設計等についても、委託者の承諾がある限り、何ら関与をしないで他者に再委託を行うこと（一括再委託）が許容されることになる。しかし、このような場合、設計等の一連の過程において、本来は不必要であるはずの者が介在していることになるから、コストアップや手抜きを招き、設計等の質が低下するのが通常である。こうした点について設計等の委託者が承諾し、その者のみに不利益が及んでいる限りにおいては、民法の考え方に則り一括再委託を許容しても問題はないが、共同住宅等多数の者が利用する建築物については、仮に委託者の承諾があったとしても、これを許容することは適当ではない。すなわち、の措置を講じない場合、共同住宅等多数の者が利用する建築物については、設計等の委託者（例えば、宅地建物取引業者等）とその最終的な利用者（例えば、分譲マンションの購入者等）とが異なるものであるが、設計等の一括再委託による不利益を直接被るのは利用者側であり、さらに、設計等の手抜き等に起因して欠陥のある建築物が建築されてしまうと、その被害が広範に及び、社会的影響が甚大に

なってしまう。

管理建築士等による設計受託契約等に関する重要事項の説明の実施

建築士事務所の開設者は、設計受託契約等を締結しようとするときは、あらかじめ、その委託をした建築主に対し、管理建築士等をして当該契約の内容等に関する重要事項について説明をさせなければならないこと等とする（改正建築士法第24条の7）。

建築主が設計や工事監理の委託をするに当たっては、その具体的な内容や履行条件について十分に理解をし、確認をした上で契約を締結することが望ましいが、一般消費者である建築主は、設計等に関する十分な知識を持ち合わせていないことが多く、また、宅地建物取引業者など業の一環で設計等を委託する建築主であっても、今日の建築設計における専門分化を背景に重層的な分業体制が常態化している中、設計等の詳細な内容や業務体制について適切な把握をすることは困難な状況にあることから、契約に関する紛争を防止するためには、の措置を講じることが効率的である。

建築主が契約の内容や履行条件等について十分に理解しないまま契約を締結してしまうと、後になって紛争の要因となったり、予期せぬ損害が発生するおそれがあり、現に、設計等の契約に関連する多くのトラブル事例が報告されているところである（国民生活センター、日本建築士事務所協会連合会等による）。例えば、設計等の業務内容を確定させず、曖昧なまま契約が締結された結果、後に、一方的な設計内容の変更、当初と大幅に乖離した設計内容・見積額、不十分な工事監理等をめぐってトラブルが発生した事例や、これに際して予想外の解約料や割高な報酬を要求されるといったケースが報告されている。また、設計等の業務体制が重層化しているために、実際の設計者等を建築主が把握できない等の問題も発生している。したがっての措置を講じない場合、現行法の契約締結時の書面交付制度（第24条の6）のみでは目的を十分に達成しているとはいえない。

建築士事務所協会に係る規定の整備

その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならないこと等とする（改正建築士法第27条の2～第27条の5）。

現在、建築士等の各団体において、各種の指導、研修等を通じた品位・倫理意識の涵養、知識・技能の向上促進、消費者からの苦情の解決など様々な取組みが行われ、その活動の裾野が拡大しており、建築士の資質・能力の向上や建築士事務所の業務の適正化のためには、このような建築士の団体、建築士事務所の団体が広く活用され、その自主的な活動が一層促進されるためには、の措置を講ずることが効率的である。

現行法第27条の2では、建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする建築士事務所の団体を国土交通大臣が指定することとされているが、上述した団体活動の活発化の実態、団体活動の必要性等を踏まえ、現行のいわばトップダウン的な指定法人制度は適当ではないが、の措置を講じない場合、ボトムアップ的な団体の設立の促進を図ることができない。

【建築基準法関係】

構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法規適合性の確認の実効性担保

構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士によって構造関係規定等への適合性が確認されていない一定の建築物の計画については、建築主事は、建築確認の申請書を受理することができないこと等とする（改正建築基準法第5条の4第2項・第3項、第6条第3項）。

規制の考え方については【建築士法関係】「構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法規適合性の確認の実施等」に同じ。

【建設業法関係】

一定の民間工事における一括下請負の禁止

多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な工事については、発注者の書面の承諾があっても、一括下請負を禁止することとする（改正建設業法第22条第3項）。

建設工事の適切な施工に対するエンドユーザーの信頼の保護を図るため、分譲マンションのように、発注者とエンドユーザーが異なる場合で、一括下請負によって裏切られるエンドユーザーの信頼が法律による保護を要するほどに重い場合には、発注者の承諾の有無を問わず、の措置をとることが効率的である。

現行法は一括下請負を原則として禁止した上で、元請負人があらかじめ発注者自身の書面による承諾を得た場合には、一括下請負の禁止を適用しないこととしている。しかしながら、発注者とエンドユーザーである工事目的物の所有者・利用者が異なる場合には、発注者が書面による承諾をしても、一括下請負による直接の不利益を被るエンドユーザーの承諾は得られておらず、の措置を講じない場合、エンドユーザーの信頼を保護できない。

請負人から発注者に対して行う工事監理に関する報告

請負人は、工事監理を行う建築士から建築士法第18条第3項の規定により工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わないときは、注文者に対してその旨及び求めに従わない理由を報告しなければならないこととする（改正建設業法第23条の2）。

工事が設計図書どおりに実施されていない場合に、の措置を講じて施工者の実際の対応状況について施工者からも報告をさせることが、発注者の保護を図る上で効率的である。

工事が設計図書のとおりを実施されることを確保するため、現行の建築士法第18条では、工事が設計図書のとおりを実施されていないと工事監理者（建築士）が判断した場合には、当該工事監理者が施工者に注意を与えた上で、施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならないこととされており、工事監理者の判断が正しいか否かに関わらず、建築主に対しては、工事監理者の意見のみが伝わる制度となっている。他方、施工に当たる建設業者は設計図書に従って建設工事を行う責務を有しており、設計図書どおりの施工であるか否かについて工事監理者と見解の相違を生じた場合には、施工者の方が正しい可能性もある。また、工事監理者の悪意や怠慢により、施工者が従わない場合の報告を建築主に行わないことも考えられる。こうしたことから、施工者の実際の対応状況については、施工者からも報告をさせることが必要であるが、の措置を講じない場合、上述の不都合を回避できず、発注者が適切な判断をすることができない。

監理技術者資格者証制度及び監理技術者講習制度の民間工事への適用

専任配置される監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならないこととする（改正建設業法第26条）。

工事現場に専任配置される監理技術者の能力・質の向上を図るため、専任配置される監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任することが効率的である。

現行法は、監理技術者の専任配置を求める工事のうち、特に適正な施工が求められる公共工事（国、地方公共団体等が発注者であるもの）については、監理技術者は、監理技術者資格者証を交付され、かつ国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから選任しなければならないこととしている。しかしながら、監理技術者の専任配置が求められる工事は、民間工事であっても、特に品質の確保を図る必要の高い工事であり、過剰

	<p>供給構造の深刻化やダumping受注の横行等を背景に、建設工事の品質と安全の確保について懸念が高まる中、また、建設業者の経営環境が悪化する中では、技術者の工事現場への専任配置に当たって、より一層、適正な技術者の配置を図ることが必要となっており、 の措置を講じない場合、工事現場における技術者の質を保てず、建設工事の適正な施工体制、安心・安全な建築物の構築を確保することができない。</p> <p>図書の保存の義務付け 建設業者は国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならないこととする（改正建設業法第40条の3） 建設業者が適正な経営を行っていく上で、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、その進行管理を行っていくためには、建設工事の施工過程における書類や現場におけるやり取りを残すことが効率的である。 現行法は、建設業者に、その営業所ごとに、その営業に関する事項を記載した帳簿の備え付け、5年間の保存の義務を課している。他方、帳簿ではない、施工に関する図面や発注者との打合せの記録等は保存義務の対象とはなっていないが、建設工事の瑕疵をめぐる紛争等が生じた場合にこれらの図書が証拠として重要となることもあり、 の措置を講じない場合、責任の明確化やトラブルの防止を図ることができない。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>今般の事件を踏まえ、本法律案においては、一定の規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認の実施、建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け、建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務の再委託の制限、建設業者が請け負った多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事の一括下請負の禁止等の措置を講ずることとしており、これらの施策を通じ、事件の再発防止と建築士等による適正な建築活動の確保が図られ、国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるようになる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成18年8月31日、社会資本整備審議会より「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」答申。 平成18年9月25日、建設産業政策研究会において中間とりまとめ（「建設生産システム改革の方向について」） 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている（改正法附則第8条）</p>

事前評価票【No.3】

施策等名	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	担当課 (担当課長名)	住宅局建築指導課 (水流課長)
施策等の概要	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴い、工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程、構造方法に関する技術的基準及び指定構造計算適合性判定機関の指定に係る指定の有効期間を定める等関係政令について所要の規定の整備を行う。		
施策等の目的	今般の構造計算書偽装問題の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性の確保を図る。		
政策目標	8) 地震・火災による被害の軽減		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>今回の構造計算書偽装の問題は、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信を広げている。</p> <p>また、今般の問題では、構造計算書の偽装を、元請け設計者、指定確認検査機関、建築主事いずれも見抜けなかったことから、建築確認・検査制度等への国民の信頼も大きく失墜している。</p> <p>原因分析</p> <p>これを受けて、社会資本整備審議会建築分科会のもとに基本制度部会が設置され、建築物の安全性確保を図るための建築行政のあり方について議論がなされた。その結果、平成18年2月24日に提出された中間報告において、次のような問題点が指摘された。</p> <p>(1) 建築確認・検査制度の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難。 ・膨大なコンピューターによる構造計算の全過程を書面のみで迅速に審査することは困難。 <p>(2) 指定確認検査機関制度の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関の公正中立性の確保など、要件の強化が必要。 ・役員、株主、確認検査員等の情報開示が必要。 ・特定行政庁による指定確認検査機関に対する監督権限の強化が必要。 <p>(3) 建築士制度の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法行為を行った建築士に対する罰則が不十分。 ・建築士事務所の業務実績、所属する全ての建築士の氏名、実務経験等について情報開示がなされていない。 ・建築士の専門分化の実態に対応して分野別の資格者の位置付けと責任分担等について十分な検討が必要。 <p>(4) 瑕疵担保責任制度の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の売主等による瑕疵担保責任の確実な履行を担保するための措置が必要。 <p>(5) 住宅性能表示制度の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能表示制度の利用は任意であるため適用率が低い。 ・住宅性能評価においても、指定住宅性能評価機関が構造計算書の偽装を見 		

	<p>抜けなかった。</p> <p>(6) 確認申請書等の保存期間の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁等における建築確認申請書等の長期の保存が必要。 <p>課題の特定</p> <p>中間報告を踏まえ、今回の事件の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性の確保を図り、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、早急に制度の見直しを行うこととなった。</p> <p>これを受け、第164回通常国会において建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第82号。以下「改正法」という。)が成立した。その主な内容は以下の通りである。</p> <p>(1) 建築確認・検査の厳格化</p> <p>一定規模の建築物について第三者機関による構造計算適合性判定を義務付けるとともに、3階建て以上の共同住宅について中間検査を義務付ける。</p> <p>(2) 指定確認検査機関の業務の適正化</p> <p>指定要件を強化するとともに、特定行政庁が立入検査を行えるようになるなど指定確認検査機関に対する監督を強化する。</p> <p>(3) 建築士等の業務の適正化</p> <p>建築士に対して構造安全性の証明を義務付けるほか、構造規定違反等の重大な違反について最高で3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金を科すなど建築士等に対する罰則を大幅に強化する。</p> <p>(4) 建築士事務所、指定確認検査機関等の情報開示の徹底</p> <p>建築士事務所、指定確認検査機関等の業務・財務の状況に関する書類の閲覧等の措置を講ずる。</p> <p>(5) 住宅の売主などによる瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の徹底</p> <p>宅地建物取引業者に対し、契約締結前に保険加入の有無などについて相手方への説明を義務付ける。</p> <p>このうち、中間検査が義務付けられる工事の工程、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲、指定確認検査機関等の親会社等に該当する者の範囲等については政令で定めることとされている。そこで、今般、建築士法施行令等関係政令の形式改正とともに、建築基準法施行令の一部改正を行う必要がある。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>(1) 工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程として、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を定めるとともに、中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程として、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程を定める(新建築基準法施行令第11条・第12条)。</p> <p>(2) 地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物として、地階を除く階数が四以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物等を定める(新建築基準法施行令第36条の2)。</p> <p>(3) 指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の親会社等として、その指定を受けようとする者に対して、その総株主の議決権の3分の1を超える数を有していること等の関係を有する者を定める(新建築基準法施行令第136条の2の14)。</p> <p>(4) 高さが60メートルを超える煙突、鉄筋コンクリートの柱等、広告塔又は高架水槽等、乗用エレベーター又はエスカレーター及び遊戯施設について、その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものでなければならないものとする(新建築基準法施行令第139条から第144条まで)。</p>
社会的二一ズ	<p>今回の構造計算書偽装事件は、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信を広げているため、早急に</p>

	対策を講じ、建築物の安全性の確保を図ることが求められている。
行政の関与	今般の事件では、構造計算書の偽装を、元請け設計者、指定確認検査機関、建築主事いずれも見抜けなかったことから、建築確認・検査制度への国民の信頼も大きく失墜しているため、第三者機関による構造計算適合性判定を義務づけるなど建築確認・検査制度の厳格化を図るとともに、特定行政庁による立入検査の導入等の指定確認検査機関に対する指導監督を強化するなど、行政として事件の再発防止策を講じ、建築物の安全性の確保を図る必要がある。
国の関与	今般の事件を踏まえ、国土交通大臣の策定する確認審査等の指針に従って確認審査等を行うことを義務づけること、3階建て以上の共同住宅について中間検査を全国一律に義務づけること等の措置によって確認検査制度の厳格化を図るとともに、建築基準法令に違反する建築物の設計者等に対する罰則を強化するなど、国として事件の再発防止策を講じ、建築物の安全性の確保を図る必要がある。
施策等の効率性	<p>以下の(1)～(4)の事項はすでに改正法により措置が決定された規制の適用範囲を定めるものであるため、その範囲の定め方が適切であるかどうかという観点から施策の効率性を検証するものとする。</p> <p>(1) 工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程について(新建築基準法施行令第11条・第12条)</p> <p>改正前の建築基準法においては特定行政庁がそれぞれの地域の実情に応じて区域・期間等を限って指定した工程について中間検査が義務付けられていたところである。しかし、今般の偽装事件において問題が発生した共同住宅については、倒壊等の事態が生じた際の人的被害が甚大で社会的影響が大きいことから、改正法においては、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち、政令で定める工程については中間検査を義務付けることとされ、これと併せて、指定した特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、政令で定める特定工程後の工程を工事できないこととされた。</p> <p>そこで、政令案においては、特定工程として、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を定めるとともに、中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程として、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程を定めることとしている。</p> <p>その考え方は以下の通りである。</p> <p>() 特定行政庁による特定工程の指定状況を見ると、3階建て以上の共同住宅を対象とした特定工程を指定している特定行政庁のうち、7割程度が2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事を特定工程として指定しており、最も一般的な指定内容となっていることから、全国一律に中間検査が義務付けられる特定工程とすることが適切である。</p> <p>() また、特定工程の対象を2階以上とすれば、次に掲げるような効果が期待でき、中間検査による実効性を確保できるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築施工当初の段階において、適正な工事監理、適切な部材使用等についての検査が可能となる。 ・ 2階の床及びはりの配筋工事を指定することは、最下階の壁及び柱の配筋も検査することになり、違反建築物に対する予防効果が高い。 ・ 仮に検査の段階で問題点が発見されたとしても、違反是正、工事の手直しが施工当初であれば比較的容易に対応可能である。 <p>() さらに、多くの特定工程が指定されることは望ましいが、一方で、一部の特定行政庁においては中間検査を実施する建築主事等の体制が追従できない懸念があることから、政令では1種類のみ特定工程を指定することとしている。この点、法第7条の3第1項第2号の規定では、法律上義務付けの対象とされる特定工程以外の工程についても、引き続き地域の実情に応じて特定行政庁の判断により指定することができるよう規定し</p>

	<p>ている。したがって、今回の政令案により設定される規制対象の範囲は最小限度のものであると考えられる。</p> <p>(2) 構造計算適合性判定の義務付けの対象となる建築物について(新建築基準法施行令第36条の2)</p> <p>今回の構造計算書偽装問題を受け、構造計算の法規適合性を完全なものとするためには、建築主事等が行う審査とは別途、第三者で一定の技術力を有する者が構造計算の過程等の審査や再計算を実施することにより、その適法性のチェックを複層的に行う体制を整備することが必要であると考えられることから、改正法では、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物について、構造計算適合性判定を求めることとしている。改正法第20条第2号において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造の建築物 ・ 地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物 ・ 高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 <p>が規定されており、これらの建築物に準ずるものとして、構造計算適合性判定を要する建築物を政令で規定することとされた。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>(1) 工事を終了したときに中間検査を申請しなければならない工程について(新建築基準法施行令第11条・第12条)</p> <p>特定工程の対象を2階以上とすれば、次に掲げるような効果が期待でき、中間検査による実効性を確保できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築施工当初の段階において、適正な工事監理、適切な部材使用等についての検査が可能となる。 ・ 2階の床及びはりの配筋工事を指定することは、最下階の壁及び柱の配筋も検査することになり、違反建築物に対する予防効果が高い。 ・ 仮に検査の段階で問題点が発見されたとしても、違反是正、工事の手直しが施工当初であれば比較的容易に対応可能である。 <p>(2) 構造計算適合性判定の義務付けの対象となる建築物について(新建築基準法施行令第36条の2)</p> <p>階数、高さ又は構造方法の観点から不確定要素が多くなり、より高度な構造計算によって構造安全性をチェックすべき建築物を構造計算適合性判定の義務付け対象として定めることにより、適確に構造計算適合性判定を実施することが可能となる。</p> <p>(3) 指定確認検査機関等の親会社等の定義(新建築基準法施行令第136条の2の14)</p> <p>指定確認検査機関の親会社等の要件を総株主の議決権の3分の1を超える数を有している者等とし、建築関連事業者が指定確認検査機関に対し大きな支配力を持つことを排除し、建築確認・検査の適確な実施を担保することにより、国民の生命・財産の保護に万全を期することができるものである。</p> <p>(4) 高さが60メートルを超える工作物に係る大臣認定制度の創設について(新建築基準法施行令第139条から第144条まで)</p> <p>工作物のうち60mを超えるものについても、特にその振動性状を考慮して構造安全性を検証する必要があることから、大臣認定の取得を義務付けることにより、これらの工作物の構造安全性を確保することが可能となる。</p> <p>そこで、政令案においては、以下の建築物を構造計算適合性判定を要する建築物として規定することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物 ・ 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であって、高さが13m又

	<p>は軒の高さが9 mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、高さが20mを超えるもの ・ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> () 地階を除く階数が4以上である建築物 () 高さが13m又は軒の高さが9 mを超える建築物 ・ 上記のほか、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物 <p>これらの建築物は、いずれも、その階数、高さ又は構造方法の観点から不確定要素が多くなり、より高度な構造計算によって構造安全性をチェックすべきものであり、構造計算適合性判定が義務付けられる建築物の範囲として適切である。</p> <p>(3) 指定確認検査機関等の親会社等の定義 (新建築基準法施行令第 136 条の 2 の 14)</p> <p>改正法第 77 条の 19 では、指定確認検査機関の指定に係る欠格条項として、指定の申請者自身が該当する場合のみならず、指定の申請者の親会社等当該申請者を実質的に支配することが可能な関係にある者が欠格条項に該当する場合も追加された。この「親会社等」は、申請者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとされ、具体的な定義は政令で定めることとされている。</p> <p>そこで、政令案においては、親会社等とは、指定確認検査機関若しくは指定構造計算適合性判定機関又はこれらの機関として指定を受けようとする者に対して、次のいずれかの関係 (以下「特定支配関係」という。) を有する者とするとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> () 総株主又は総出資者の議決権の 3 分の 1 を超える数を有していること。 () 役員に占める自己の役員又は職員の割合が 3 分の 1 を超えていること。 () 代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。 <p>このほか、ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用することとしている。</p> <p>その考え方は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 建築確認・検査は、建築工事の着工禁止等の解除という法律効果を持ち、国民の生命・財産の保護に関わる重要な行政処分であるが、指定確認検査機関制度は、このような行政処分の実施権限を民間機関に付与しているという点で特殊性を有するものである。法第 77 条の 20 第 6 号では、指定確認検査機関による建築確認・検査が公正に実施されるよう、その親会社等が建築関連事業者でないことを指定基準としているところであるが、上述した建築確認・検査の性質に鑑みると、指定確認検査機関に対する建築関連事業者の支配力を最大限に排除し、建築確認・検査の公正な実施を確実に担保するため、親会社等の要件については、極めて厳格なものとすることが適切である。 () 会社法上、監査役解任、定款の変更、組織変更などの重要事項に関する決議 (特別決議) については、総株主の議決権の過半数を有する株主が株主総会に出席し、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行うこととされている (会社法第 309 条第 2 項)。このため、総株主の議決権の 3 分の 1 を超える議決権を保有する株主は、株主総会の出席率にかかわらず、特別決議において常に拒否権を行使することができることになる。仮に、指定確認検査機関の親会社たる建築関連事業者が 3 分の 1 を超える議決権を保有す
--	---

	<p>ることを認めるとすると、監査役の解任、定款の変更等の特別決議の内容が指定確認検査機関に対する影響力を持続させる上で不都合なものである場合には、当該事業者がその決議に拒否権を行使することも想定され、むしろ不適切である。</p> <p>()このため、指定確認検査機関の親会社等の要件を総株主の議決権の3分の1を超える数を有している者等とし、建築関連事業者が指定確認検査機関に対し大きな支配力を持つことを排除し、建築確認・検査の適確な実施を担保することにより、国民の生命・財産の保護に万全を期するものである。</p> <p>(4)高さが60メートルを超える工作物に係る大臣認定制度の創設について(新建築基準法施行令第139条から第144条まで)</p> <p>煙突、鉄筋コンクリートの柱等、広告塔又は高架水槽等、乗用エレベーター又はエスカレーター及び遊戯施設等の工作物の準用規定を定めた法第88条第1項では、法第20条を準用しているが、工作物については、建築物に求められる基準とは異なることから、政令で定める技術的基準に適合することを求めることとしている。</p> <p>これらの工作物のうち、高さが60mを越えるものについては、荷重及び外力によってその各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることとした(ただし、擁壁については適用しないこととする)。</p> <p>その考え方は、次のとおりである。すなわち、高さが60mを超える建築物については、高次モードの影響が大きくなること等により地震による建築物の挙動が複雑であることから、従来から超高層建築物として大臣認定の取得を義務付けてきたところである。これと同様に、工作物のうち60mを超えるものについても、特にその振動性状を考慮して構造安全性を検証する必要があることから、大臣認定の取得を義務付けることとする。また、高さが60mを超える工作物の確認件数は建築物に比してわずかであり、大臣認定の対象となる件数としても過大な負担とはならず適切であると考えられる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>改正法は平成18年6月21日に公布、平成19年6月20日から施行。 改正法は施行から5年後に、施行状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととしている(改正法附則第8条)。</p>

事前評価票【No.4】

施策等名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正	担当課 (担当課長名)	住宅局市街地建築課 (課長 井上 俊之) 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 (室長 橋本 公博) 都市・地域整備局都市計画課(課長 由木 文彦) 都市・地域整備局市街地整備課(課長 松田 秀夫)
施策等の概要	密集市街地において道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えを推進するため、防災街区整備地区計画の区域内において容積を配分できる制度の創設、防災街区整備事業の地区要件の緩和等の措置を講じる。		
施策等の目的	地震等が発生すれば被害が甚大となるおそれのある密集市街地について、その安全性を早期に確保することが必要であることから、道路等の公共施設の整備及び老朽化した建築物の除却や建替えを一層推進する。		
政策目標	8) 地震・火災による被害の軽減 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
業績指標	35) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合。 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
業績指標の目標値(目標年次)	35) 約3割(平成19年度) <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>特に地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地は全国に約8000ha(東京、大阪各々約2000ha)存在し、平成19年度までの目標については概ね達成される見込みであるが、都市再生プロジェクト第三次決定において「今後10年間(平成23年度末まで)で最低限の安全性を確保する」とされた目標については、これまでの整備・改善の速度では達成困難な状況にある。</p> <p>原因分析</p> <p>十分な基盤整備がされていないこと、個々の敷地が狭小であること等から建替えが進まず、現状のままでは改善が困難な地区が多数存在する。</p> <p>課題の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替えや道路整備等に際して除却される老朽建築物には、家賃負担力の低い居住者や高齢者が多く、移転の受け皿となる住宅が少ないため、老朽建築物の除却が進まない。 ・関係権利者が多く権利関係も複雑であるため、公共施設用地の確保が困難で、道路等の整備が進まない。 ・狭小な敷地や法で定められている接道等の条件を満たさない住宅が多いため、個別敷地単位での建替えが困難。 <p>導入する施策の具体的内容について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替計画の認定基準の強化。 ・独立行政法人都市再生機構が、従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務を行うことができるものとする業務特例の創設。 ・地方住宅供給公社が、居住安定計画の作成の業務を行うことができるものとする業務特例の創設。 ・第二種市街地再開発事業の面積要件の緩和。 ・防災街区整備地区計画の区域内において容積を配分できる制度の創設。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災街区整備事業の地区要件の緩和。 ・防災街区整備事業組合運営の適正化。 ・避難経路協定制度の創設。
社会的ニーズ	大地震の切迫性が指摘される中、大都市圏を中心に存在する防災上危険な密集市街地における安全性の向上が急務。
行政の関与	防災上危険な密集市街地における安全性の向上は喫緊の課題であり、行政の関与が不可欠。密集市街地においては、関係権利者が多く権利関係が複雑であること等事業上の隘路を抱えていることから、民間のみによる早急な自力更新が困難。
国の関与	国民の安心と安全の確保は国の最も重要な責務であり、大地震の切迫性が指摘される中、国として密集市街地における安全性の向上を強力に推進する必要がある。なお、都市再生プロジェクト（第三次決定及び第十二次決定）においても、国家的課題として位置付けられている。
施策等の効率性	首都圏直下地震の被害想定において、最大で死者約 13000 人、全壊・焼失棟数約 85 万戸、経済損失約 112 兆円とされているように、ひとたび災害が発生すると多大な人的・経済的被害が発生することが想定される。密集市街地における公共施設の整備と建築物の自律的建替えを促進する本施策は、現行の制度等の積極的活用を促すことによりこれらの多大な被害を軽減するものであることから、効率的である。
施策等の有効性	上記施策により受け皿住宅等への容積移転等を活用した建替えの促進、受け皿住宅整備等による危険な老朽住宅の除却の促進、面的整備事業による基盤整備と建替えの一体的な推進等の対策を総合的に講ずることにより、密集市街地の早期解消に向けた取組みを加速し、密集市街地における早期の安全性確保に寄与する。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生プロジェクト（第三次決定及び第十二次決定）において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地（東京、大阪各々約 2000ha。全国で約 8000ha）を対象に重点整備し、平成 23 年度末までに最低限の安全性を確保する取組みを強化する旨、位置付けられている。 ・平成 17 年度の「政策チェックアップ」における、「課題の特定と今後の取組みの対応方向性」を踏まえた施策である。以下抜粋。 「都市再生プロジェクト（第三次決定）の目標達成のためには取組みをよりスピードアップしていく必要があることから、今後密集市街地における道路等の基盤整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進し、密集市街地の最低限の安全性を確保する」 ・平成 17 年度の「政策チェックアップ」における、「平成 18 年度以降における新規の取組み」を踏まえた施策である。以下抜粋。 「都市再生プロジェクトの目標達成に向けては、今後の取組みをよりスピードアップしていく必要があることから、今後も引き続き、防災上必要な公共施設の整備と老朽住宅の建替え等を緊急に促進する措置を講じ、その解消を強力に推進する。また、都市計画等と連携して防災環境軸の緊急整備を図る」 ・政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（改正法附則第 8 条。）

事前評価票【No.5】

施策等名	タクシー業務適正化特別措置法の一部改正	担当課 (担当課長名)	自動車交通局旅客課 (藤田 耕三)
施策等の概要	<p>タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、指定地域制度の見直し タクシー運転者の登録制度の見直し タクシー事業者に対する登録運転者の講習受講命令制度の創設等の措置を講ずる「タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出する。</p>		
施策等の目的	<p>タクシー事業については、近年、特に、タクシーによる輸送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われている地域（流し営業中心地域）において、輸送の安全性及び利用者の利便性の低下が懸念されている状況にあることから、タクシー事業の業務の一層の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確実な確保を図る。</p>		
政策目標	9) 交通安全の確保		
業績指標	-		
業績指標の目標値（目標年次）	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ 少子高齢化・過疎化等の近年の社会情勢の変化により、利用者のニーズが多様化する中で、多様な利用者のニーズにきめ細かく応えうる交通機関として、過疎地における高齢者等の生活に密着した移動手段として、また、鉄道やバスとともに総合的な公共交通体系を構築する交通機関として、安全で安心なタクシーサービスの提供が求められている。しかしながら、タクシー事業は、新たなサービスや多様な運賃の導入等規制緩和の一定の効果が現れつつあるものの、需要の増加が見られないなど経営環境は大変厳しい状況にあり、特に、流し営業中心地域である一部の政令指定都市等において、安全性・サービスの質の低下が懸念されている。</p> <p>原因分析 タクシーサービスは、一人の運転者が一名から数名の利用者に対してサービスを提供するものであり、実際の安全性・サービスの水準が個々の運転者の瞬時の判断や対応に任されているため、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有しており、特に、流し営業中心地域においては、利用者によるサービスの選択が難しく、運転者に対する事業者の監視・監督の目が行き届きにくいという特性を有している。しかしながら、需要の増加が見られないなどタクシー事業の経営環境は大変厳しい状況にあるため、歩合制を中心とする運転者の賃金は低下傾向にあり、特に、流し営業中心地域においては、過労運転等の労働環境の悪化が、安全性・サービスの質の低下につながるおそれがある。</p> <p>課題の特定 安全・安心なタクシーサービスの提供を促進するためには、タクシー業務適正化特別措置法における、指定地域制度の見直しや、タクシー運転者の登録制度の見直しを行うことにより、運転者の質の確保・向上を図る必要がある。</p> <p>施策の具体的内容</p>		

	<p>本法が適用される指定地域の定義を見直し、現行の運送の引受けの拒絶等の行為のほか、道路運送法に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務等輸送の安全を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域とする。</p> <p>指定地域におけるタクシー運転者の登録要件として、輸送の安全及び利用者利便の確保に関する一定の講習を修了していることを追加するとともに、登録運転者の登録の取消要件として、一定の重大な事故を引き起こしたとき等を追加する。</p> <p>国土交通大臣は、指定地域のタクシー事業者に対し、特に業務の取扱いの改善を図る必要があると認められる登録運転者に、輸送の安全、利用者の利便の確保に関する一定の講習を受けさせるよう命ずることができることとする。</p>
社会的ニーズ	<p>少子高齢化・過疎化等の近年の社会情勢の変化により、利用者のニーズが多様化する中で、多様な利用者のニーズにきめ細かく応えうる交通機関として、過疎地における高齢者等の生活に密着した移動手段として、また、鉄道やバスとともに総合的な公共交通体系を構築する交通機関として、より安全で安心して利用できるタクシーサービスの提供が強く求められている。</p>
行政の関与	<p>現在、運輸事業においては、安全の確保をより確実にを行うための対策がこれまで以上に強く求められているところであり、需要の増加が見られないなど経営環境が大変厳しい状況にあるタクシー事業について、輸送の安全の確保を確実なものとするためには、行政としての関与が不可欠である。</p>
国の関与	<p>タクシー事業における輸送の安全や利用者の利便の確保については、地域によって疎密を生じさせるべきものではないことから、国において責任をもって対処していく必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>タクシー事業は、実際の安全性・サービスの水準が個々のドライバーの瞬時の判断や対応に任せられ、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有しており、また、特に、流し営業中心地域においては、運転者に対する監視・監督の目が行き届きにくいという性質を有している。このため、運行管理制度の徹底、監査体制の強化、行政処分の厳格化といった現行の事業者に対する措置のみでは輸送の安全及び利用者の利便を確保するには限界があり、効率的に施策の目的を実現する上では、運転者登録制度の見直し等により直接運転者の質の確保を図ることが適切である。</p> <p>運転者登録に当たっては、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する一定の講習の修了を必要とするなど、一定の負担が生ずることとなるが、これらは運転者の質の確保・向上を図るために必要最低限の措置であり、運転者登録制度の見直し等を行わない場合と比べ、輸送の安全及び利用者の利便のより確実な確保が図られることとなるものである。</p>
施策等の有効性	<p>タクシー事業は、実際の安全性・サービスの水準が個々のドライバーの瞬時の判断や対応に任せられ、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有していることから、タクシー運転者の登録要件として講習の修了を求め、登録運転者の登録の取消し要件に重大な事故を引き起こしたとき等を追加し、また、業務の取扱いの改善を図る必要があると認められる登録運転者に対する講習受講命令制度を設けることにより、運転者の質の確保・向上を図ることが、安全・安心なタクシーサービスの提供を促進するためには有効である。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成18年7月に、交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会タクシーサービスの将来ビジョン小委員会において報告書がとりまとめられ、タクシー業務適正化特別措置法における運転者登録制度について、「運転者登録の要件、</p>

	<p>地理試験の内容、指定地域の範囲、登録の取消要件等についても見直しを行い、輸送の安全及び利用者利便を確保・向上する上で実効性の高い仕組みとする」こと等が提言されたところである。</p> <p>改正法の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況を勘案して、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。</p>
--	--

事前評価票【No.6】

施策等名	道路法の一部改正	担当課 (担当課長 名)	道路局路政課 (路政課長 内海 英一)
施策等の概要	<p>道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とするNPO等による並木、街灯等の道路の占用について、特例を設けることを目的とする。 (都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案において措置)</p>		
施策等の目的	<p>道路交通環境の向上を図る活動等を行うNPO等による並木、街灯等の道路の占用について、特例を認めることとし、道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保を図る。</p>		
政策目標	20) 都市交通の快適性・利便性の向上		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ 道路交通環境の向上のためにはNPO等が設ける並木、街灯等の物件も必要。 しかしながら、NPO等がこのような施設を設ける十分な制度環境が整っていない。</p> <p>原因分析 道路の占用は、一般交通の用に供するという道路の本来機能からすれば、副次的なものであり、道路の本来機能を阻害しない範囲内でのみ認められるものであることから、現行法では原則として道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものである場合に占用が認められる。これが、本来設置されていることが望ましいNPO等が設ける並木、街灯等の物件にまで及んでしまっている。</p> <p>課題の特定及び施策の具体的内容 道路法第33条の許可基準の要件の緩和が必要であり、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とするNPO等が道路の占用により設置する並木、街灯等については、他に余地がなくやむを得ないものであるときに占用を認めることとする現行の規定を適用しない旨の特例を道路法に設ける。</p>		
社会的ニーズ	道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保。		
行政の関与	道路の管理は、国又は地方公共団体が行うこととされており、円滑な道路交通の確保と道路空間の有効利用とを両立させるため、道路管理者による道路占用許可制度が必要。		
国の関与	道路法に基づき、指定区間内国道については国が占用を許可し、指定区間外国道や地方道については地方公共団体が占用を許可する。		
施策等の効率性	民間の協力を得て道路交通環境の向上が図られることから、道路管理上効率的である。		
施策等の有効性	現行法では許可できないものが改正により許可できるようになる効果を有し、NPO等に道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保を実現するような並木、街灯等の物件の設置させるインセンティブを付与することとなり、有効である。		
その他特記すべき事項	政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。(改正法附則第6条)		

事前評価票【No.7】

<p>施策等名</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>総合政策局交通計画課 (交通計画課長 野俣光孝)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案」を国会に提出する。法案の骨子は次の通りである。</p> <p>主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定する。</p> <p>地域の関係者による地域公共交通の活性化・再生の総合的・一体的推進を図るため、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成、地域公共交通総合連携計画に基づく地域公共交通特定事業の実施、関係法律の特例を定める。</p> <p>DMV等、複数の事業形態に該当し、一貫した輸送サービスとして扱うべき新たな輸送形態の導入円滑化を図るため、関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化を図る特例を定める。 等</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>地域の公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であり、その活性化及び再生によるモビリティ確保は少子高齢化、地球温暖化をはじめとする環境問題等のためにも必要不可欠なものである。一方で、公共交通の利用者は長期的に減少傾向にあり、地域によっては事業者の不採算路線からの撤退等により交通空白地域が出現する等、公共交通サービスの低下も散見される状況になっている。</p> <p>上記の現状を踏まえ、地域の公共交通に関し、市町村、公共交通事業者等が連携して実施する事業を総合的かつ一体的に推進するための計画の作成、新たな輸送形態による事業の円滑化の措置等を通じて地域の公共交通の活性化及び再生を図る。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>2 1) 地域交通確保</p>		
<p>業績指標</p>			
<p>業績指標の目標値(目標年次)</p>			
<p>施策等の必要性</p>	<p><u>目標と現状のギャップ</u></p> <p>地域のモビリティ確保、少子高齢化、地域の自立・活性化、地球温暖化をはじめとする環境問題等、昨今の我が国の重要な諸課題への的確な対応のためにも、地域公共交通の活性化・再生の必要性はますます大きくなっている。しかしながら、長期的に公共交通の利用者は減少傾向にあり、規制緩和による利便性向上の一方で、民間事業者の不採算路線からの撤退等により交通空白地域が発生し、自家用乗用車を自由に使えない人にとっては極めて不便な状況も散見される。</p> <p>このような状況下、多くの交通事業者の経営状況は悪化し、交通事業者の努力だけで新たな施策を講じ、諸課題を克服することは困難な状況にあり、か</p>		

	<p>つ地方公共団体等の財政状況も厳しい状況にある。</p> <p><u>原因の分析</u></p> <p>モータリゼーションの進展による、車中心のライフスタイルへの変化。それに伴い、公共交通の利用者が減少した。</p> <p>利用者減少 サービス低下（供給量削減、高運賃等） 利用者減少の悪循環。</p> <p>公共交通では、ドア・トゥー・ドアの輸送が難しい。</p> <p><u>課題の特定</u></p> <p>地域公共交通問題の解決は、各地域ごとに、公共交通に対する顕在的・潜在的ニーズを把握した上での対応が必要。</p> <p>まちづくり等の観点も踏まえ、地域総合的に検討し、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する等の仕組みづくりが必要。</p> <p>近年の技術の進歩等の結果生まれつつある、鉄道、バス等といった既存の輸送モードには分類できず、これらの輸送モードにまたがって運行するような新たな運送サービスに関して、簡易なシステムによって地域の輸送ニーズによりきめ細かく対応できるといった観点から、地域の公共交通の活性化・再生の切り札として、導入への支援が必要。</p> <p><u>施策の具体的内容</u></p> <p>地方公共団体を中心に、交通事業者、道路管理者、公安委員会、地域の住民等の利用者、その他様々な地域の主体が話し合う場（協議会）を法定化する。</p> <p>地域公共交通問題を主体的に解決しようと頑張る地域が、上記の仕組みにより地域総合的な検討、合意形成を行い、合意した内容を確実に実施する取組みに対して、国が法律上の特例措置や予算等、総合的に支援を行うような施策を講じる。</p> <p>【施策例】</p> <p>法律上の特例措置：L R T整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入、L R T、B R T整備、オムニバスタウン推進について自治体助成事業の起債対象化、等</p> <p>予算：計画策定経費支援、関係予算を可能な限り重点配分・配慮</p> <p>新たな形態による輸送サービスの導入に当たり、関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等、円滑化を図る。</p>
社会的ニーズ	<p>地域の公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であり、その利用促進・活性化等によるモビリティ確保は地域における重要課題の一つである。</p> <p>少子高齢化や人口減少、地域活性化・再生、地球温暖化を初めとする環境問題等、昨今の我が国の重要な諸課題への的確な対応のためにも、地域の公共交通サービスの活性化・再生が必要不可欠である。</p>

	<p>交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会において、地域における関係者が地域公共交通のあり方について、総合的かつ一体的に取り組む制度的基盤が欠けているとの指摘がなされている。</p> <p>既存の輸送モードには分類できず、これらの輸送モードにまたがって運行するような新たな運送サービスが出現しつつある。こうした運送サービスは、簡易なシステムによって地域の輸送ニーズによりきめ細かく対応できるといった観点から、地域の公共交通の活性化・再生の切り札として、その導入に関する要望があり、その普及が期待されている。</p>
行政の関与	<p>地域公共交通の活性化・再生は、利用者や住民の協力を得ることが重要であり、公共交通事業者単独の努力だけではうまく行かないことが多い。</p> <p>特に、地方の公共交通事業者は、体力的にも疲弊し、なかなか活性化・再生に関する施策を取ることが出来ない。</p> <p>市町村は、公安委員会、道路管理者、交通事業者、地域住民等と一丸となった取組みを行う。</p> <p>都道府県は、類似の取組みについての情報提供や助言を行うとともに、特に複数の市町村が取組みに参画する場合に、協議が円滑に行われ、当該地域にとって最適な交通計画となるよう適切な調整を行う。</p>
国の関与	<p>国は、地域公共交通の活性化・再生について頑張る地域の取組みを法律上の特例措置、予算等により総合的に支援していく。</p> <p>各種交通事業法、地方財政法上の特例措置は、国でないと講じることが出来ない。</p> <p>既存の関係予算を可能な限り重点配分、配慮することは、その関係予算を措置している国でないと出来ない。</p>
施策等の効率性	<p>協議会制度の法定化等により、協議を行う際の労力が軽減される。</p> <p>協議会の参加要請に対する応諾義務に関しては、市町村が必要と思われる構成員を自ら考えることが前提であり、最初から構成員を法定化することに比較して社会的負担は少ない。</p> <p>協議会での協議結果に対する尊重義務に関しては、協議会での合意が前提であり、地域の自主性を尊重した社会的負担の少ないものである。</p> <p>実施計画の認定を受けた場合に、軌道の整備及び運送の分離を可能とすること、道路運送法及び海上運送法に基づく事業の許可等を受けたものとみなすこと、道路運送法等の運行計画の変更について事前届出制を事後届出制とすること、共通乗車船券に係る運賃等について一括届出を認めること、鉄道事業法による事業の廃止の届出について、廃止予定日を延期することができることとすること等が規制の内容であり、公共交通事業者等の負担を軽減している。</p> <p>実施計画の認定を受けた場合に、鉄道事業の許可、軌道事業の特許、道路運送事業の許可、海上運送事業の許可等を受けたものとみなすこと等が規制の内容であり、公共交通事業者等の負担を軽減している。</p>

<p>施策等の有効性</p>	<p>協議会制度の法定化により、各地域が地域公共交通の問題の解決を図るスキームが構築され、公共交通に対する顕在的・潜在的ニーズの把握、検討、合意形成が可能となる。</p> <p>協議会参加者の協議結果尊重義務、法律上の特例措置、予算措置により、合意に基づき各主体が責任を持って推進することが可能になる。</p> <p>関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等により、複数の輸送モードにまたがる新たな運送サービスの導入円滑化を図ることが可能になる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会において、次の通り中間とりまとめが行われた。(平成18年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化、地域の自立・活性化、地球温暖化を始めとする環境問題等の重要な諸課題への的確な対応のために、地域の公共交通サービスの活性化・再生が不可欠。 ・ そのためには、地方公共団体を中心に地域の関係者が一丸となって取り組むことが重要。 ・ 頑張る地域に対して、国が積極的に支援。 <p>法案の附則第2条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。</p>

事前評価票【No.8】

施策等名	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案	担当課 (担当課長名)	国土計画局総務課 (幾度 明) 都市・地域整備局まちづくり推進課 (菱田 一)
施策等の概要	広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。		
施策等の目的	民間事業者による拠点施設及び公共施設の整備を促進することを通じ、広域的な経済活動等の促進を図る。		
政策目標	22) 地域間交流、観光交流等内外交流の推進		
業績指標			
業績指標の目標値(目標年次)			
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化する中で、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化(広域的地域活性化)を図ることが重要となっている。しかしながら、広域的地域活性化に不可欠である民間の資金やノウハウを活用した良好な都市開発事業が促進されていない。</p> <p>原因分析</p> <p>大規模な都市開発プロジェクトについては、その実施に多額の資金を要するとともに、事業期間が長期に及び、民間事業者が事業を立ち上げ、実施していく上において開発リスクが大きい。特に地方部においては、地域経済や地価動向等のいわゆる地方リスクの存在により、開発リスクを分担する投資家が少ないため資金調達課題となっており、民間事業者による都市開発事業が促進されていないと考えられる。</p> <p>課題の特定</p> <p>地方部において優良な都市開発事業を行おうとする民間事業者の事業の立上げを支援し、事業実施のインセンティブとなるような制度を創設することが課題である。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>広域的な地域活性化に係る諸活動の拠点となる施設と公共施設整備を併せて行う優良な都市開発事業について民間拠点施設整備事業計画の認定制度を創設し、認定を受けた事業者に対して金融支援や都市計画の提案等の支援措置を講ずる。</p>		
社会的ニーズ	人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化する中で、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化(広域的地域活性化)を図ることが重要となっており、地域活性化に寄与する民間の経済活動等の拠点の整備を促進する必要がある。		
行政の関与	広域的地域活性化のための拠点施設の整備を行う都市開発事業の立ち上げに当たっては、民間事業者においては資金調達等の課題が多いことから、優良な民間都市開発事業について行政による認定制度を創設し、公的資金による金融支		

	援等の円滑な事業立上げに資する支援制度を講ずる必要がある。
国の関与	広域的地域活性化は国家的な観点からの重要課題であり、そのための優良な都市開発事業に対しては国としても支援を行う必要がある。
施策等の効率性	一定の基準に基づき民間拠点施設整備事業計画を認定した場合に、拠点施設整備を公共施設整備と併せて行う都市計画的見地から優良と認められる事業に対して金融支援を受けられることとすることで、地域自立・活性化交付金による都道府県の公共施設等の整備と相まって、地方公共団体と民間事業者が適切な役割分担の下、重点地区の整備の速やかな進捗が図られることとなる。
施策等の有効性	国土交通大臣による民間拠点施設整備事業計画の認定を受けた民間事業者に対する金融支援や都市計画の提案等のインセンティブを与えることにより、民間事業者による広域的地域活性化のための拠点施設の整備が推進される。
その他特記すべき事項	<p>「地域活性化に関する政府の取組について」(平成18年11月24日 地域活性化策に関する政府の取組に関する関係閣僚による会合了承)において、「民間プロジェクト中心(民主導)の地域戦略プロジェクトに対する総合的な支援制度の創設」とされている。</p> <p>「国土審議会計画部会中間とりまとめ」(平成18年11月16日)において、「多様で自立的な複数の広域ブロックからなる国土構造の構築」のため、「広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するため」、「国としての支援の枠組みについて検討し、その実現を図ることが求められる」とされている。</p> <p>附則第2条において、法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。</p>

事前評価票【No.9】

施策等名	モーターボート競走法の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	海事局総務課 (総務課長 室谷正裕)
施策等の概要	近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改める等所要の措置を講ずる。		
施策等の目的	モーターボート競走の公正かつ安全な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るため、競技の実施に関する規制の整備、関係法人の組織形態及び業務内容の見直し等の所要の制度改正を行う。		
政策目標	2.5 産業の生産性向上		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>モーターボート競走の売上額は、平成3年度の2兆2千億円をピークに、平成17年度には9千7百億円と56%減少している。競走の売上の低迷に伴い、施行者の収益は大幅に悪化しており、地方財政の改善という法の趣旨が損なわれるおそれがある。</p> <p>また、売上の減少により、審判、検査等の事務を実施している全国の18のモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の収入も減少しており、競走の公正性・安全性に支障をきたすおそれがある。</p> <p>さらに、日本船舶振興会への交付金の規模も縮小しており、幅広い公益への寄与という法の趣旨を損なうおそれがある。今後、より効率的かつ効果的な事業の実施が求められるとともに、その透明性の一層の向上が求められている。</p> <p>原因分析</p> <p>モーターボート競走の公正かつ安全な実施を長期的に確保していくうえで、施行者の事業運営の在り方、関係法人の組織形態等の現行の制度が実態にそぐわないものとなっている。</p> <p>課題の特定</p> <p>売上の長期的な低落等の近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、透明かつ効率的な関係法人の組織運営を可能とするための制度改正が必要となっている。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>競走の実施に関する事務の委託に係る規定の整備や場外発売場の設置許可制度の創設、重勝式投票法の追加等、競走の実施に関する規定を整備する。日本船舶振興会への交付金の額を定める別表を見直すとともに、交付金の交付が著しく困難な施行者に対する猶予制度を創設する。</p> <p>全国の18のモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会を統合し、現在モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会が実施している業務を国土交通大臣が指定する者に行わせることとする。日本船舶振興会に対し業務を公正かつ効率的に実施する義務を課すとともに、日本船舶振興会から助成金を受ける者に対し助成金の交付目的等に従い</p>		

	<p>誠実に事業を行う義務を課すこととする。また、より効率的かつ効果的な助成事業の実施のため、現在日本船舶振興会が実施している業務を国土交通大臣が指定する者に行わせることとする。</p>
社会的ニーズ	<p>バブル経済の崩壊後、モーターボート競走の売上が激減し、施行者及び関係法人の経営状況が悪化しており、一般会計への繰出しができない施行者も多く存在している。施行者の経営を改善し、地方財政の改善に貢献するとともに、長期的に安定したモーターボート競走事業を実施するための対策が求められている。</p>
行政の関与	<p>モーターボート競走は、刑法の富くじ発売に該当する行為であるが、公益の振興や地方財政の改善を目的として、モーターボート競走法に基づき実施されているものであり、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>刑法の違法性の阻却のため、全国的な見地から、モーターボート競走法により規制を行う必要があり、国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>新設される規制は場外発売場の設置許可及び関係法人の組織の見直しであるが、このうち場外発売場の設置については、現在、モーターボート競走法施行規則において、場外発売場の位置、構造及び設備が国土交通省告示で定める基準を満たしていることについて国土交通大臣の確認を受けなければならないこととされており、場外発売場を設置しようとする者にとって、許可制度への移行によるコストの増加にはつながらない。</p> <p>また、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会及び日本船舶振興会の組織の見直しについては、より効率的かつ効果的なモーターボート競走の実施を目的として行うものであり、コストの増加にはつながらない。</p>
施策等の有効性	<p>競走の実施に関する事務の一部を私人等に委託できることとすることにより、弾力的な施行者の事業運営が可能となり、事業の効率化が図られ、施行者の経営基盤の強化が図られる。また、場外発売場の設置を許可制度とすることにより、場外発売場設置者の法的義務の明確化、設置者に対する国土交通大臣の命令権限の創設等、場外発売場に関する国土交通大臣の監督権限の強化を図ることが可能となる。さらに、日本船舶振興会に対する交付金制度を見直すことにより、施行者の経営基盤の強化が図られる。</p> <p>モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の統合化を図ることにより、管理部門等の重複業務の合理化、意志決定の迅速化等が促進される。また、より適正に業務を実施できる者を国土交通大臣が指定し、当該者に業務を行わせることにより、指定の取消を含め、国土交通大臣の監督権限の強化が図られ、モーターボート競走の公正かつ安全な実施を確保に資することができる。</p> <p>助成金の適正な使用に関する義務を日本船舶振興会に課すとともに、日本船舶振興会から助成を受けた者に対し誠実に事業を実施すべき義務を課すことにより、助成事業のより効率的な事業の実施を確保することができる。また、より適正かつ効率的に業務を実施できる者を国土交通大臣が指定し、当該者に業務を行わせることにより、指定の取消を含め、国土交通大臣の監督権限の強化が図られ、助成事業の適正な実施の確保に資することができる。</p>
その他特記すべき事項	<p>モーターボート競走事業活性化検討委員会</p> <p>平成18年2月、モーターボート競走事業の健全な発展を図るため、今後のモーターボート競走事業のあり方について検討することを目的として、国土交通省海事局長の私的懇談会である「モーターボート競走事業活性化検討委員会」を設置。その後7回にわたる開催ののち、同年7月、委員会報告書「モーターボート競走事業の未来を拓く - KYOTEI・ルネッサンス・プラン - 」を取りまとめた。</p> <p>施策の見直し</p> <p>モーターボート競走について、モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行後5年以内に検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。</p>

事前評価票【No.10】

施策等名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅生産課 (住宅生産課長 坂本) 総合政策局建設業課 (建設業課長 吉田) 総合政策局不動産業課 (不動産業課 松脇)
施策等の概要	国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するためには、住宅の瑕疵の発生の防止が図られるとともに、住宅に瑕疵があった場合においてはその瑕疵担保責任が履行されることが重要であることにかんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵担保保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託、住宅に係る瑕疵担保責任の履行によって生ずる損害をてん補する一定の保険の引受けを行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定等の措置を講ずる。		
施策等の目的	住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護並びに円滑な住宅の供給を図る。		
政策目標	26) 消費者利益の保護		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>新築住宅の売主等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の構造耐力上主要な部分等について、10年間の瑕疵担保責任を負うこととされているが、一方、構造計算書偽装問題を契機に、売主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が十分履行されない場合、住宅購入者等が極めて不安定な状態になることが改めて認識された。</p> <p>原因分析</p> <p>瑕疵担保責任の履行を確保するため、(財)住宅保証機構が行っている住宅性能保証制度などの瑕疵担保責任保険が既に存在するが、その利用が任意であることもあり、利用率は新規住宅供給戸数の全体の約1割にとどまっている。</p> <p>課題の特定</p> <p>住宅の売主等による瑕疵担保責任の履行の実効を確保し、住宅購入者等の保護を図るための措置を講ずる必要がある。</p> <p>施策の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅の売主等である建設業者及び宅地建物取引業者に、保証金の供託又は保険契約の締結のいずれかの方法による資力の確保を義務付ける。 ・ 保険の引受主体として、国土交通大臣が新たに住宅瑕疵担保責任保険法人を指定する。 ・ 住宅瑕疵担保責任保険契約に係る住宅の売主等と住宅購入者等の紛争を迅速かつ円滑に処理するため、紛争処理体制を整備する。 		
社会的二一ズ	構造計算書偽装問題を契機に、売主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が十分履行されない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態になることが改めて認識され、住宅に対する国民の不安が根強く残っていることから(*)、瑕疵担		

	<p>保責任履行の実効を確保するための措置を講ずる必要がある。</p> <p>* 住宅の瑕疵担保責任に関して、約1万人のインターネットアンケートを実施。(平成18年6月) 約8割の国民が、欠陥住宅に対する不安をある程度感じている。 約9割の国民が、住宅瑕疵保証責任保険について、一定の必要性を感じている。 約8割の国民が、自己負担が生じて、一定の保険を義務づけるべきだと考えている。</p>
行政の関与	<p>瑕疵担保責任履行の実効を確保するための措置を講ずる必要があるが、瑕疵担保責任は10年という長期間にわたって負うものであり、新築住宅の売主等の将来にわたる財務状況の健全性まで保証されるわけではないことから、売主等自らの力で将来にわたる確実な資力確保を図ることは不可能である。このため、行政として、新築住宅の売主等に保証金の供託又は保険契約の締結のいずれかの方法による資力の確保を義務付ける措置を講ずることにより、瑕疵担保責任履行の実効を確保する。</p>
国の関与	<p>住宅購入者等の保護を図るための制度であり、法制度により全国一律の措置として、瑕疵担保責任履行の実効の確保を図る必要がある。</p>
施策等の効率性	<p><効果> 新築住宅の売主等である建設業者及び宅地建物取引業者に、保証金の供託又は保険契約の締結のいずれかの方法による資力の確保を義務付けることにより、新築住宅の売主等による瑕疵担保責任の履行の実効を確保できる。</p> <p><負担> 売主等は供託、保険のいずれか適当な方法を選択でき、供託額や保険料は、新築住宅の買主等の救済を図る上で必要な適切な額として設定されることから、本制度が企業活動に対し過大な制約を課しているとはいえない。</p> <p><比較考量> 新築住宅の売主等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の構造耐力上主要な部分等について、10年間の瑕疵担保責任を負うこととされているが、本措置を講じない場合、安全性に関する不安は解消されないままとなってしまうため、本措置により、瑕疵担保責任の履行の実効を確保する必要がある。売主等に対し一律に資力確保の義務付けを行うためには、法制度による措置以外では不可能である。</p>
施策等の有効性	<p>本法律案において、新築住宅の売主等である建設業者及び宅地建物取引業者に、保証金の供託又は保険契約の締結のいずれかの方法による資力の確保を義務付けることとしており、これによって、新築住宅の売主等による瑕疵担保責任の履行の実効が確保され、新築住宅の買主等の利益の保護及び円滑な住宅の供給を図ることができる。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成18年8月31日、社会資本整備審議会より「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」答申。 「新築住宅の売主等が瑕疵担保責任履行の実効を確保するために住宅の売主等に必要とされる相応の資力の確保に関して、保険や、供託、信託等の仕組みについて、具体的な制度設計の検討を進めるべきである。(中略) こうした検討を行った上で、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための相応の資力確保措置を新築住宅の売主等に対し義務付けるべきである。」(抜粋)</p> <p>政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。</p>

事前評価票【No.11】

施策等名	測量法の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	国土地理院総務部 (政策調整室長 小島高武)
施策等の概要	測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測定の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化等の措置を講ずる。		
施策等の目的	地図等の基本測定の測量成果をより迅速・簡便に提供することにより、その活用を一層促進させる。		
政策目標	27) IT革命の推進		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>近年のデジタル技術の発達により地図等についても電子データによる利用が広まりつつあり、また、インターネットの普及により、電子データによる地図等の提供、流通、利用についても新しい方法が生み出されている。しかしながら、デジタル化、ネットワーク化に測量法の諸制度が十分対応できていない点があり、流通を促進するための環境整備は未だ十分なものとはなっていない。</p> <p>原因分析</p> <p>(1) 現行法では、国土交通大臣に課された地図等の提供の義務が「刊行」に限られており、インターネットにより地図等を提供することを前提とした規定になっていない。</p> <p>(2) 現行法では、測量成果を複製しようとするときには目的によらず国土地理院の長又は測量計画機関の長の承認を得なければならないこととしているが、複製が測量目的以外の内部利用に限られる場合など国土地理院の長がその複製の正確さを確認する必要性が低いものもある。また、紙地図を念頭に置いていた規制であるため、近年普及してきたGISソフトやハンディナビの背景図などの新しい使用形態に即した対応が十分できていない。</p> <p>(3) 現行法では、国土地理院及び各測量計画機関が作成した測量成果である地図等を複製・使用承認により利用しようとした場合、各々の作成主体に対して承認申請の手続を行わなければならない、利用者の利便性が十分に確保されていない。</p> <p>(4) 現行法では、永久標識及び一時標識の設置状況を把握できる仕組みが担保されておらず、公共測定の適切な実施が行えないおそれがある。</p> <p>課題の特定</p> <p>上記問題点に対応するため、</p> <p>(1) 国土交通大臣が、測量成果である地図等を刊行のほか、インターネット</p>		

	<p>により提供することを義務付ける措置が必要。</p> <p>(2) 測量成果の複製に係る承認手続を合理化するため、承認を要する場合を限定し、営利目的の複製承認ができるようにする規制の緩和が必要。</p> <p>(3) 公共測量の測量成果について、インターネット上のワンストップサービスを行うことができるようにする措置が必要。</p> <p>(4) 永久標識又は一時標識の設置等の公表を行うことが必要。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>(1) 国土交通大臣が、測量成果である地図等を刊行のほか、インターネットにより提供することを義務付ける。</p> <p>(2) 基本測量及び公共測量の測量成果の複製について、国土地理院の長又は測量計画機関の承認を要する場合を、測量に使用するため、刊行を行うため、又はインターネット等により不特定多数の者に提供するために複製しようとする場合に限定する。また、これまで禁じていた営利目的の複製についても承認できるようにする。</p> <p>(3) 基本測量及び公共測量の測量成果である地図等に関する利用者の利便性を向上させるため、国土地理院がインターネット上に総合窓口を構築し、各機関から申請受理に関する事務の委託を受けることにより、これらの承認手続を1ヶ所で行うことができるようにする。</p> <p>(4) 基本測量及び公共測量において永久標識又は一時標識の設置、移転等をしたときは、基本測量により設置したものは国土地理院の長が、公共測量により設置したものは測量計画機関が、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととする。また、公共測量において設置した永久標識を移転、撤去又は廃棄したときは、測量計画機関は国土地理院の長に通知しなければならないこととする。</p>
社会的ニーズ	<p>地図等の電子データが普及してきており、さまざまな利用形態への対応が求められている。</p>
行政の関与	<p>測量成果が正確に複製されるものであるかを判断するためには、国土地理院又は測量計画機関による承認が必要である。</p>
国の関与	<p>測量の重複の排除、測量の正確さを確保する観点から、国が法制度を整備・運用し、関係する行政機関と連携していく必要がある。</p>
施策等の効率性	<p><効果></p> <p>これらの施策により、国土地理院による基本測量の測量成果である地図等がインターネット上で迅速に提供されるとともに、基本測量及び公共測量の測量成果である地図等の利用が円滑に行われ、また、複製・使用承認の手続をインターネット上でワンストップサービスで行うことができること、さらに、既存の公共測量の永久標識及び一時標識の利用が促進されることから、測量成果である地図等や永久標識等の利用の一層の促進が図られる効果が期待される。</p> <p><負担></p>

	これらの施策により、行政及び民間分野において特段新たな負担は想定されない。
施策等の有効性	測量成果の複製承認に係る規制の合理化、測量標に関する情報の充実により、地図等が国民により迅速・簡便に提供され、その活用が一層図られる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月閣議決定)においても同様の問題意識の提起がなされた。 ・測量行政懇談会の報告書「測量新時代に対応した測量行政のあるべき姿について」が平成19年3月に提出された。 ・政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。